KPMG あずさ監査法人

経済安全保障と
金融犯罪・マネロン対策等の交錯

日本安全保障貿易学会
第39回研究大会

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

2025年3月

00

はじめに

1. 安全保障の対象は経済等にまで拡大

（1）国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障局（NSS））

Ⅰ.「戦略」策定の趣旨

- ✓ パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、国際秩序は重大な挑戦に晒されている。同時に、気候変動など地球規模課題等での協力も必要。国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代。
- ✓ 我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。我が国周辺では軍備増強が急速に進展。力による一方的な現状変更の圧力が強まっている。
- ✓ サイバー攻撃、偽情報拡散等が平素から生起。有事と平時の境目はますます曖昧に。安全保障の対象は、経済等にまで拡大。軍事と非軍事の分野の境目も曖昧に。
- ✓ 対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力を含む、総合的な国力を最大限に活用し、国益を守る。本戦略は国家安全保障の最上位の政策文書。
- ✓ 本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換。

Ⅱ. 我が国の国益

- ✓ 主権と独立の維持、領域保全。国民の生命・身体・財産の安全の確保。我が国の平和と安全。豊かな文化と伝統を継承。世界で尊敬され、好意的に受け入れられる国家・国民。
- ✓ 経済成長を通じた更なる繁栄を主体的に実現。開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化。他国と共存共栄できる国際的な環境を実現。
- ✓ 自由、民主主義、基本的人権、法の支配等の普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を擁護。特にインド太平洋地域で自由で開かれた国際秩序を維持・発展。

2

(出所) 内閣官房国家安全保障局（NSS）「国家安全保障戦略（概要）」 https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/hosyousennryaku_gaiyou.pdf をKPMGジャパンにて加工

2. 強固な経済・金融・財政基盤は安全保障の基礎

（2）国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障局（NSS）） （続き）

VII.我が国の国家安全保障を支えるために強化するべき国内基盤

1. 経済財政基盤の強化

✓安全保障と経済成長の好循環の実現。有事の際の持続的な対応能力を確保。経済・金融・財政の基盤強化。

2. 社会的基盤の強化

✓平素からの国民の安全保障に関する理解と協力。

✓諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心。

✓平和と安全のために危険を顧みず職務に従事する者の活動が社会で適切に評価される取組。

3. 知的基盤の強化

✓安保分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化、効果的な国内外での発信等。

8

VIII. 本戦略の期間・評価・修正

本戦略はおおむね10年の期間を念頭。安全保障環境等に重要な変化が見込まれる場合には必要な修正。

IX. 結語

✓ 国際社会が対立する分野では、総合的な国力により、安全保障を確保。国際社会が協力すべき分野では、諸課題の解決に向けて主導的かつ建設的な役割を果たし続ける。このような行動は、我が国の国際的な存在感と信頼を更に高め、同志国等を増やし、我が国を取り巻く安全保障環境を改善することに繋がる。

✓ 希望の世界か、困難と不信の世界かの分岐点に立ち、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下にあっても、安定した民主主義、確立した法の支配、成熟した経済、豊かな文化を擁する我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

（出所）内閣官房国家安全保障局（NSS）「国家安全保障戦略（概要）」 https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/hosyousennryaku_gaiyou.pdf をKPMGジャパンにて加工

3. 国家安全保障局(NSS)を中心とした経済安全保障政策の方向性

- **我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を通じて確保することが経済安全保障**。
- 様々な脅威を踏まえ、**我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保**等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。
- 経済安全保障政策を進めるための**体制を強化**し、**同盟国・同志国等との連携**を図りつつ、**民間と協調して**取り組む。
- なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に**各産業等が抱えるリスクを継続的に点検**し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。

経済安全保障推進法の着実な実施と不断の見直し	**サプライチェーンの強靭化** ◆ 次世代半導体、レアアース等 ◆ 民間企業への資本強化や政策金融の機能強化
重要インフラ分野の取組 ◆ 地方公共団体を含む政府調達の在り方 ◆ 事前審査制度の対象拡大	**データ・情報保護** ◆ 機微データの適切管理やICTサービスの安全性・信頼性確保 ◆ セキュリティクリアランスを含む情報保全の強化
技術育成・保全等 ◆ 先端重要技術に関する支援強化・体制整備 ◆ 投資審査や輸出管理の強化 ◆ 強制技術移転への対応強化 ◆ 研究インテグリティ、人材流出対策等	**外国による経済的な威圧への効果的取組**

（出所）経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議第1回（令和５年10月12日）（資料３）「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン（たたき台）」 https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/actionplan.pdf をKPMGジャパンにて加工

4. 国際金融と経済安全保障

本日のテーマ

【国際金融】

- 国際金融政策：**国境を超える資金の動きに関する政策**（e.g. 国際通貨政策、開発金融政策）
- グローバル化やIT化、デジタル技術の発展により、世界各国の経済的なつながりは益々深まり、**国際的な資金移動もこの数十年で飛躍的に活発化・複雑化**
- 二国間、多国間（G7・G20等）、国際機関（IMF・世銀等）の場における議論・交渉

【国際金融と経済安全保障】

- 世界各国の経済が相互に密接に結びついた現代社会において、**国際金融は、【特に、基軸通貨である米国にとって】国家間の攻撃・防御の有効なツール**　（特に2001年の9.11テロ以降）
- 経済ツールを活用した地政学的国益の追及：「Economic Statecraft」 ⇒ **国際金融が主戦場**

【具体的なツール】

- 国家/世界の安全保障を脅かす者に対する資金供給ルートの断絶（**金融制裁**）
- 軍事など重要技術の流出など自国の安全を脅かす可能性のある**対内直接投資**に対する規制
- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（大量破壊兵器の拡散につながる資金の供与）など国際金融システムの悪用に対応するための政策協調　⇒ **金融活動作業部会（FATF）**

★ 国際金融における安全保障ツールの根拠法：　**外国為替及び外国貿易法（外為法）**

（出所）財務省「国際金融と経済安全保障－経済安全保障における財務省の役割－(2023年6月15日)」
https://lfb.mof.go.jp/Hokkaido/content/honkyoku/011/3_keizaiannzennhosyou.pdf　をKPMGジャパンにて加工

5. 安全保障貿易管理制度の全体像（「拡散金融リスク評価書」（令和6年3月12日））

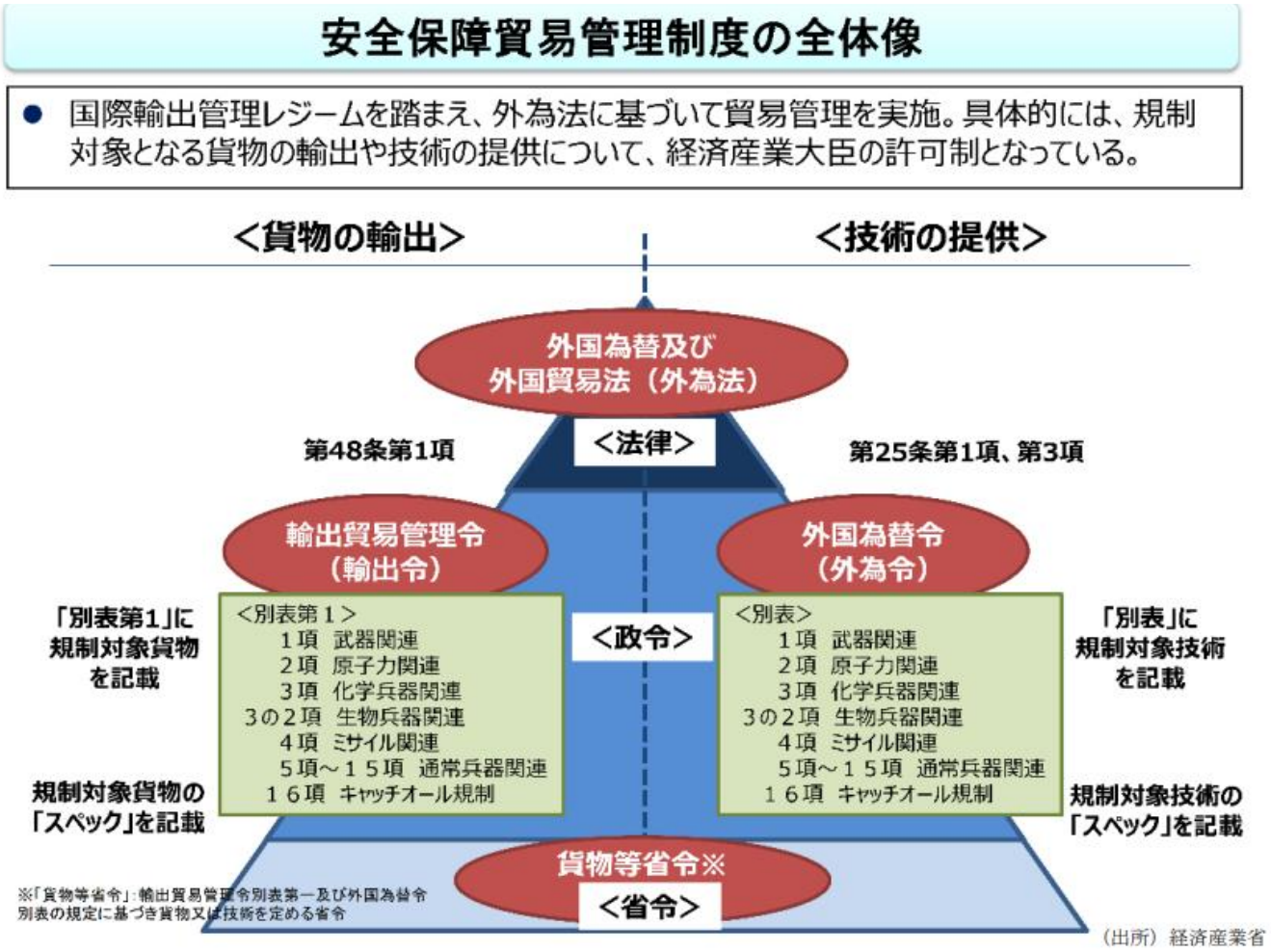

（出所）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「拡散金融リスク評価書」（令和6年3月12日）
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240312.pdf

6. 国民を詐欺から守る総合対策（2024年6月）

序「国民を詐欺から守るための総合対策」の策定に当たって（抜粋）

- **国民が互いに寄せる信頼は、様々な社会・経済活動を円滑に行うに当たり不可欠のものであり、安全・安心な社会を支える基盤**である。
- しかしながら、昨今、**人の信頼を逆手に取り、これをだまして財産を奪い取る卑劣な詐欺が激増**している。令和5年中の詐欺被害額は前年比でほぼ倍増し、約1,630億円に上るなど、**我が国の信頼を基礎とする基盤が揺らぎつつある。**
- 手口が変化する要因の一つに、**科学技術の悪用**がある。近年、科学技術の急速な発展に伴って、これらの科学技術を悪用した犯罪の手口が急激に巧妙化しつつ多様化し、それによって引き起こされる被害も、加速度的に拡大する状況が見受けられる。
- また、**キャッシュレス決済の利用の拡大等を背景に**、正規の企業のサイトを模したフィッシングサイト等により、ID・パスワード等を不正に入手し、不正送金等を行うフィッシングによる被害も拡大しており、令和5年中、**インターネットバンキングに係る不正送金事案による被害額は、過去最多**となった。
- **こうした科学技術を用いた詐欺の被害の拡大は、我が国だけの問題ではなく、国際的にも大きな脅威**となっている。令和5年2月に開催されたG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合では、**国境を越える組織的詐欺がG7にとって共通の課題**であるとの認識が共有された。また、令和6年3月には、英国で国際詐欺サミットが開催され、G7以外の国も含めたより広い枠組みで、**国境を越える組織的詐欺に協働して対処していくことが確認された。**

（出所）首相官邸 犯罪対策閣僚会議 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html を基にKPMGジャパン作成

7. 経済安全保障と金融犯罪・マネロン対策等の交錯

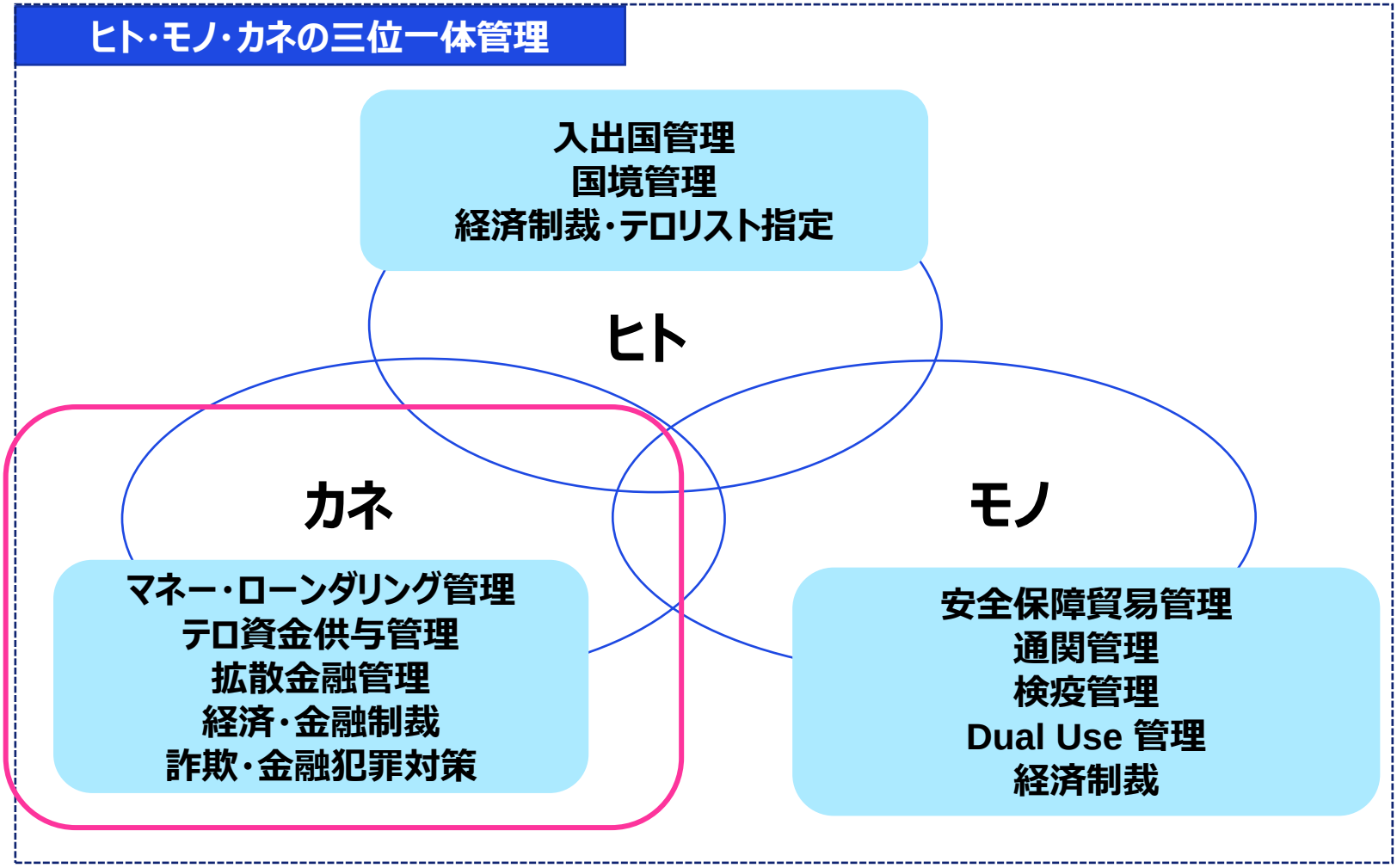

（出所）KPMGジャパン作成

01

マネーローンダリングと
その対策とは？

1. マネーロンダリングとは何か？

- **マネーロンダリング（Money Laundering：資金洗浄）**とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいう。
- **テロ資金供与対策**においては、未然防止が特に重要であり、テロ組織の活動を支える資金供給の遮断と資金供給ルートの解明、国際的な連携が必要なことはマネーロンダリング対策と同様である。
- **拡散金融対策**とは、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして、**国連安保理制裁決議に基づく資産凍結等措置の対象となっている者（および、団体）**に、資金、または、金融サービスの提供をする行為を未然に防止すること。国連安保理決議の要請等に基づき、外為法および国際テロリスト等財産凍結法による資産凍結措置の対象として、北朝鮮の核関連計画関係者・イランの各活動等に関与する者等300以上の個人・団体が、国際連合安全保障理事会決議によって、指定・規制されている。
- これらのような行為を放置すると、犯罪による収益が、**将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪およびテロリズムを助長する**とともに、これを用いた事業活動への干渉が**健全な経済活動に重大な悪影響を与える**ことから、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネーロンダリングを防止することが重要。
- 国際社会は、これまでマネーロンダリングを防止して摘発するための制度を工夫し発展させ、連携してこれに対抗し、我が国も、国際社会と歩調を合わせて**マネーロンダリング、テロ資金供与対策、拡散金融対策（マネロン対策等）**の強化を図ってきている。
- 特に、経済・金融サービスのグローバル化が進んだ今日、マネーロンダリングは、国際的な決済システムを利用して規制の緩い国を抜け道として行われるようになっていることから、**国際的な枠組みの下で対策を講じる必要**がある。

【注】本資料では、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散金融を総称して「マネロン等」、そして、その対策については、「マネロン対策等」という。

2. マネーロンダリング、および、その資金の流れとは？

マネーローンダリングとは、「財産の不法な出所を隠匿し若しくは偽装するため、または当該犯罪に関与する者がその行為の法的効果を回避することを援助するために、財産が何らかの犯罪に由来することを知りながら、当該財産の転換または移転すること」。

"the conversion or transfer of property, knowing that such property is derived from any offense(s), for the purpose of concealing or disguising the illicit origin of the property or of assisting any person who is involved in such offense(s) to evade the legal consequences of his actions". （麻薬および向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances）第3条1項）

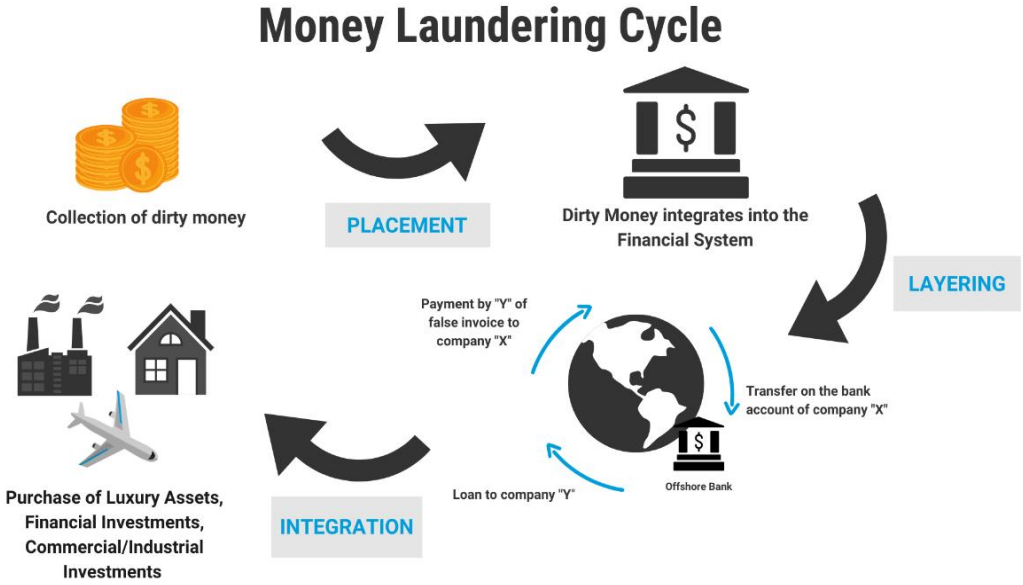

（出所）国連薬物犯罪事務所（UNODC） https://www.unodc.org/unodc/en/money-laundering/overview.html

3. どの程度の金額がマネーロンダリングされているのか？

- 国際連合薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime（UNODC））や国際通貨基金（International Monetary Fund （IMF））の推計によれば、犯罪収益やマネーロンダリング（資金洗浄、マネロン）に関係する金額の規模は、**GDP（国内総生産）比2～5%とされている（コンセンサス・レンジ）。**
- 2022年の全世界の名目GDPは100.8兆ドルであるので、**約2～5兆ドルもの金額がマネロンされている可能性がある。**
- 日本のGDPの全世界での構成比は約4%（2022年）であるので、日本の名目国民総生産と同水準の金額。なお、2023年の日本の名目GDPは、前年から5.8%増加して592兆円なので、その2～5%は、11～30兆円（日本でマネロンされている可能性のある金額）。

【各国の金融犯罪・詐欺などの検挙数を合算するなど、さまざまな統計／試算がある】

- 2023年に全世界でマネロンされた金額は、8,000億ドル以上と推定している報告書もあり（Kroll's 2023 Fraud and Financial Crime Report、8,000億ドルの根拠不明）
- **インターポール**によれば、2023年には、**国境を跨いだ金融犯罪活動で3億ドルが押収され、3,500人が逮捕**された。
- **マネロン対策等のコスト**も増加しており、オーストラリア、中国、インド、日本、シンガポールの金融機関を対象とした調査によると、**2023年の総コストは450億ドル**（LexisNexis Risk Solutions）。

（出所）国連（UNODC）公表資料、「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（9－10頁）、国際刑事機構、LexiNexi Risk Solutionなどの公表資料を基にKPMGジャパン作成

4. どの程度の金額が被害者に戻っているか？

- **犯罪収益の没収と被害者への返金（被害回復）は**、犯罪収益を犯罪者の手から取り戻すためのプロセスであり、**「犯罪はペイしない」ことを示すため、金融犯罪対策の要である。**しかし、**資産回復の状況は、不正な資金フローの1%未満**であると推定されており、対策の強化が必要となっている。
- 米司法省によれば、10年間で110億ドルの被害回復**（平均11億ドル／年、1,665億円相当）**
- 英国は2022年～2023年に**339.1百万ポンド（640億円相当）**の被害回復
- シンガポールでは、2019年1月から2024年6月の5年半の間に、マネロン等に関連して60億ドル（10.9億ドル／年）を没収し、**約4億1600万ドル（76百万ドル/年＝約120億円）を被害者に返還**
- 日本は、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復を含め、**年20億円未満**である（2022年度、振り込め詐欺等被害者救済手続における「被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告」において、**消滅預金等債権の総額1,977百万円**に対し、**被害者への支払総額は1,755 百万円**であり、支払率は 88.8%であった）。

○令和４年度中の主要３公告の実施状況　（令和4年度預金保険機構年報（80頁））

No.	公告文題名	回数	金融機関数	口座数（件）	債権の額（円）
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	24	525	31,697	3,019,063,205
2	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	24	419	13,005	2,307,810,671
3	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	24	445	—	1,977,439,227

（注）「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は純計。

（出所）FATF「Amendments to the FATF Standards to Strengthen Global Asset Recovery」 https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/amendment-FATF-standards-global-asset-recovery.html 令和4年度「預金保険機構年俸」 https://www.dic.go.jp/content/000030904.pdf などを基にKPMGジャパン作成

【参考】没収・追徴について（FATF第4次対日相互審査の指摘）

- **マネロンの起訴における実効性に係る問題点**は、マネロン事案の起訴を含む日本の司法制度における、被疑者に対する起訴を「猶予」する制度的なアプローチから生じている。法執行機関における捜査が終結（「処理」）し、**検察庁に送致されたマネロン事案の約50%は、起訴するに足りる十分な証拠があるにもかかわらず、検察庁の裁量により「起訴を猶予」**されている。統計によると、**過去5年間で、法執行機関が検察庁に送致したマネロン事案の起訴率は約30%**である。これらの数字は、日本の他の経済犯罪と並んでいる。**捜査が終結したマネロン事案の約20～25%は、証拠不十分を理由として不起訴**となっている（FATF第四次対日審査報告書（仮訳）73頁、196項）。
- **IO.7（マネロン捜査と起訴）の全体的な結論**：日本の法執行機関は、マネロンの追跡をある程度まで優先しており、特に、重大な詐欺や組織犯罪、及び関連する薬物事案に焦点を当てている。法執行機関は、優れた金融捜査を行い、また起訴する能力を有している。**しかし、終結したマネロン事案の過半は非常に軽微な事件に関連したものとなっており、起訴猶予となっている。**マネロン事案の捜査のかなりの部分は、起訴に足りる十分な証拠を収集しておらず、また、複雑なマネロン事案を実施する上では種々の課題がある。**公判請求されるマネロン事案の有罪率は完璧で、法人に対するマネロン事案の起訴も行われている。しかしながら、多数のマネロン事案では、執行猶予も含め非常に低い刑が科されている。**日本は、マネロン事案に対する起訴・有罪判決のレベルが、脅威、リスクプロファイル及びAML/CFT政策にある程度においてのみ沿っていることを実証した（同80頁）。
- **IO.8（没収）の全体的な結論**：日本は、政策目的として、特に相当価値のある財産に関連した没収をある程度行っている。**当局は、様々な犯罪類型について、拘束・没収を行っているが、比較的少額である。**法執行機関は、十分な資産追跡能力を有しており、資産の回復を目的とした資産の特定のための金融捜査を行っている。国境で現金が押収されることはほとんどない。日本は密輸された大量の金で押収したもののうち、ごく一部を没収したに過ぎない（同87頁）。

（出所）FATF第四次谷知審査報告書（仮訳）財務省 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf などを基にKPMGジャパン作成

5. マネロン対策の濫觴、薬物汚染対策（1980年代）

- **1980年代、ラテンアメリカ諸国から流入する深刻な薬物汚染**に悩まされた米国が、**「麻薬戦争」推進の一環としてマネロン規制を世界に先駆けて実施**し、1986年までに主要な関連国内法を整備。
- 国境を越えて移転する麻薬からの違法収益を捕捉しようとした場合、各国ごとの法整備では限界があるため、当時、米国同様、麻薬の消費地としてその対策に頭を悩ませていた**欧州諸国とも連携し、国際的な取組みとしてスケールアップ**。
- **1980年代初頭から国連等の場で特にマネロン犯罪化への議論が活発化**し、**1988年に採択された麻薬新条約(*)**において、**薬物収益に係るマネロン行為の犯罪化が義務付けられた**。
- 日本においても、この条約を批准するための国内法の整備として1991年に麻薬特例法が制定され、この中で、日本としてはじめてマネロン罪の規定が設けられた 。
- そして、**条約採択の翌年である1989年のG7アルシュ・サミット**において合意された**経済宣言において、マネロン規制を行う専担機関としての、FATF（Financial Action Task Force）の設置**が合意。
- さらに、東西冷戦の終結（1989年12月）を機に国際協調の全般的機運が高まったこと、旧東側諸国を新らに活動の場とする組織犯罪の脅威が高まったこと、そして、マフィアとの対決姿勢を国際的に示す必要に迫られたイタリアが、米国と車の両輪となって推進力となったこと等から、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（パレルモ条約）の機運と議論が高まり、**1994年11月にナポリで開催された国際組織犯罪世界閣僚会議にて、同条約の締結が提唱され、**国際連合総会で2000年に採択され、2003年に発効**した。

(*)「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances）は、1961年の麻薬に関する単一条約と1971年の向精神薬に関する条約を徹底するための法的な枠組みを追加的に取り決めた条約である。1988年12月19日にウィーンで採択され、1990年11月11日に発効した。日本においては、麻薬及び向精神薬の不正取引条約、麻薬新条約とも呼ばれる。2018年8月8日現在、185ヵ国が締約している。

（出所）国連（UNODC）公表資料、「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（21－25頁）

6. 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（パレルモ条約）

- **国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime, TOC）**は、1994年11月にナポリで開催された国際組織犯罪世界閣僚会議において、同条約の締結が提唱され、国際連合総会で**2000年に採択され、2003年に発効した（*1）。**

- 組織犯罪集団への参加や共謀、犯罪収益の資金洗浄・司法妨害・公務員汚職（腐敗）等の処罰、およびそれらへの対処措置などを定める。2000年11月に国連総会で採択が行われ、同年12月、イタリアのパレルモにおいて、条約および関連議定書の署名会議が開催され、本体条約としては124ヵ国が署名した（**パレルモ条約**と呼ばれる）。

- 日本は2000年12月にパレルモ条約の署名を済ませたが、締結には16年を要した。パレルモ条約を締結するには、条約上の義務として、**共謀（重大な犯罪を行うことの合意）、犯罪収益の洗浄、司法妨害等を犯罪とすること、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等について法整備・国際協力を行わなければならないこと、等の条件があったが、日本においては国内法が未整備で必要条件を満たしていなかった**ことが挙げられる。国会においては、3回にわたり「共謀罪」を新設する法案が提出されたものの、市民への対象など監視社会につながるとの観点から、野党の反対によってすべて廃案となった。

- 2017年6月、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）」の改正案が可決・成立し、過去の指摘を踏まえたうえで（*2）、共謀罪等が新設されたことにより、2017年8月に日本政府はパレルモ条約を締結し、日本は188番目の締結国となった。

（*1）パレルモ条約提唱から締結にいたる時代的背景としては、**東西冷戦の終結（1989年12月）を機に国際協調の全般的機運が高まったこと、これと同時に、旧東側諸国を新たに活動の場とする組織犯罪の脅威が高まったこと、そして、マフィアとの対決姿勢を国際的に示す必要に迫られたイタリアが、米国と車の両輪となって推進力となったこと**、が挙げられる。

（*2）①犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定することを明文で規定、②対象犯罪を限定的に列挙して範囲を明確化、③計画行為に加えて実行準備行為が行われたときに初めて処罰されることとした。すなわち、犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定することにより、一般の会社や市民団体、労働組合、サークルや同好会などの正当な活動を行っている団体が適用対象とならないことを一層明確にし、犯罪の計画をしただけでは処罰されず、実行準備行為が行われて初めて処罰することにより、内心を処罰するものではないことも一層明確にするとともに、対象犯罪を限定的に列 挙することで処罰範囲が明確にした。

（出所）国連（UNODC）公表資料、「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（225～228頁）

【参考】イタリアの裁判官ジョヴァンニ・ファルコーネとパレルモ条約

- パレルモ条約のパレルモは、条約の署名会議が行われたイタリア・シチリア島にある街の名称から名付けられており、そこには、**イタリアの裁判官ジョヴァンニ・ファルコーネ**の存在が大きく関わっている。
- **ファルコーネは、1939年5月18日にシチリアのパレルモで生まれた**。1965年にカターニャ南方の小都市レンティーニ市の判事に就任後、トラーパニ、パレルモへと転任する間に、次第にマフィアに関する裁判の専門家となった。
- 当時、国家や地方政府も巻き込みながら暗躍するイタリアン・マフィアを取り締まる法整備を国連に提案するなど、各国の連携でマフィアの資金源を断つことを目指して活動しており、その結果、報復を受ける形で、**1992年に判事であった妻とともに、パレルモ市街の高速道路を移動中に爆殺された。**

（出所）「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（226頁）

写真は、ジョヴァンニ・ファルコーネ爆殺現場、ファルコーネ判事　（出典）Cyril S（reworked）, CC BY-SA 4.0／財務省サイト　https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202206/202206n.html

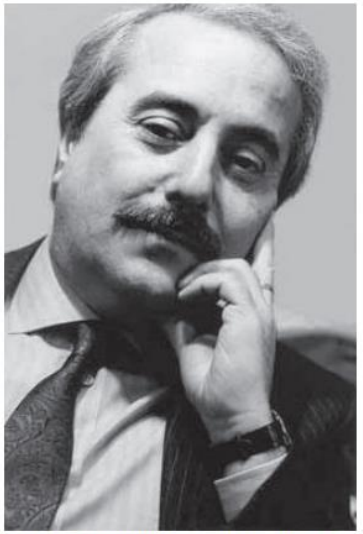

シチリア島・パレルモで暗殺されたジョヴァンニ・ファルコーネ判事は、マフィアとの闘いの中で命を落とした多くの警察・法曹関係者の中でも、イタリア国民に特に良く知られた存在である。（出典：Public Domain）

【参考】ジョヴァンニ・ファルコーネ爆殺とパレルモ・シチリア

- 1992年5月23日、**パレルモ＝プンタ・ライシ空港からパレルモ市街**へと向かう高速道路をフィアット・クロマで移動途中、ファルコーネは、妻でやはり判事だったフランチェスカ・モルヴィッロ、そして3人の警察官もろとも爆殺された。
- 彼らの車には装甲が施され常時高速で移動することになっていたが、マフィアはあらかじめ彼らの車列が時速160kmで走行すると予測したうえで高速道路下を通る排水溝に**500kgのTNT爆薬**を仕掛け、リモートコントロールによって爆発するよう準備していた。実行犯は爆弾を仕掛けた場所を見渡せる山の斜面でファルコーネらを乗せた車列が通過するのを待ち伏せしていた。爆発により車は3台とも大破、**ファルコーネの前を走っていた護衛車は爆風で100m離れたオリーブ畑にまで吹き飛ばされた。**
- 後にマフィア側から当局側に転向した者たちの証言によれば、暗殺は元首相ジュリオ・アンドレオッティとの関係が深いとされるマフィアの大物サルヴァトーレ・リイナやジョヴァンニ・ブルスカら18人のマフィア構成員によって計画され実行されたという。

（出所）国連（UNODC）公表資料、「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（225～228頁）などを基にKPMGジャパンにて加工

【参考】パブロ・エスコバルと麻薬戦争

- 米国では伝統的に、麻薬と言えばコカインが主流であり、コカインを中心とした麻薬収益で巨万の富を築き、コロンビアのメデジン・カルテルを率いて現在に至るまで麻薬王の代名詞ともなっている存在が、**パブロ・エスコバル**である。
- エスコバルは、コカインを米国市場に流入させ、その儲けによって貴族さながらの豪奢な暮らしを送ると同時に、警察や敵対カルテルに対抗するため私兵部隊と重火器を擁し、その様子はまるで一国の軍隊のようであった。エスコバルは、競争相手達と血みどろの抗争を繰り広げると同時に、**自らを取り締まろうとする政府関係者には「銀か鉛か」**、即ち、賄賂を受け取るか銃弾を浴びるかの選択を迫り、容赦なく攻撃の対象とした。
- **1985年11月6日、コロンビアの首都・ボゴタの最高裁判所をエスコバルと結託した反政府ゲリラが襲撃・籠城**し、国軍との銃撃戦の末、最高裁長官と判事を含む100人以上の死者を出した。これは、米国への自身の身柄引渡しを阻止するための企みとされる。
- また**1989年11月27日には、彼のカルテルとの対決姿勢を示していた大統領候補暗殺のため、同人が搭乗予定と見られた民間航空機を丸ごと空中で爆破**し、無関係の乗客・乗員を、やはり100人以上も殺害した（暗殺自体は未遂）。
- 社会の深刻なコカイン汚染に悩まされた米国も、いつまでもこの傍若無人振りを傍観してはおらず、**エスコバル打倒のため、「戦争」の名の通り警察的・軍事的な直接支援による現地介入を進め、1993年12月2日、エスコバルは隠れ家を急襲した治安部隊によって射殺された。**

（出所）「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（21～25頁）

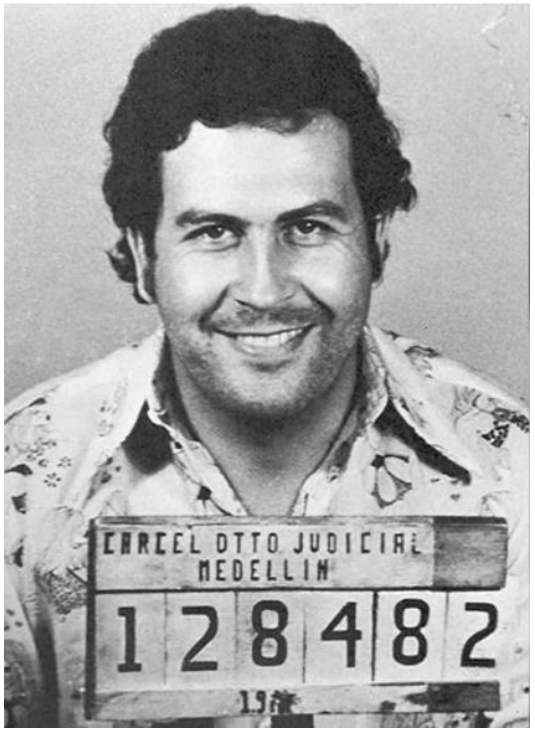

（出所）Colombian National Police / Public Domain

02

国際的なマネロン対策等の枠組みについて
-FATFの概要-

1. 国際的な枠組の下でのマネロン対策等

- **FATF（Financial Action Task Force）**とは、マネーロンダリング対策における国際協力を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、2001年の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。2022年末現在、我が国を含む37の国・地域および2の国際機関が参加している。
- FATFの主な活動内容は以下のとおりである。

  ① マネーロンダリング対策等に関する国際基準（FATF勧告）の策定および見直し

  ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）

  ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨

  ④ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の手口および傾向に関する研究
- FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国等により構成される審査団を派遣して、審査対象国等におけるマネーロンダリング対策等の法制、監督・取締体制、マネーロンダリング事犯の捜査状況等のさまざまな観点から、FATF勧告の遵守状況等について相互に審査している。

- 国際法の世界において、ハード・ロー（hard law）とソフト・ロー（soft law）を対置して捉える考え方がある。即ち、条約を始めとした法的拘束力を持った法規範である前者に対し、ソフト・ローには、国際会議の宣言、国連総会決議、国際組織の行動綱領・指針等が含まれ、既存の法の改廃を求めて、又は法が未だ整備されていない分野で新たな規範の樹立を求めて行われることが多い、とされる（岩沢雄司『国際法』東京大学出版会、2020年、44-45頁）。
- この分類に従えば、FATF基準は、それ自体としては法的拘束力を有するものではなく、ソフト・ローに属すると言える。しかし、現実にはFATF基準は大きな強制力を持ち、主権国家の立法措置までをも強く促すという意味においては、場合によってはハード・ロー以上の拘束力を持つのではないかとすら思われる。このようなFATF基準の在り方は、極めて独自性のあるものであると同時に、従来のハード・ソフトというダイコトミー（二分論）からの、大胆なパラダイム・シフトであるとすら評される（Navin Beekary, The International Anti-Money Laundering and Combatting the Financing of Terrorism Regulatory Strategy : A Critical Analysis of Compliance Determinants in International Law, Northwestern Journal of International Law & Business, 2011等）

（出所）「還流する地下資金　犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」（野田恒平著、中央経済社、2023年）（61～62頁）

2. FATFの概要（加盟国とFATF型地域体）

- **マネロン・テロ資金供与対策のための国際基準（FATF基準）の策定・履行を担う多国間の枠組み。全加盟国・機関が承認したマンデートに基づき活動。**
- **FATF基準の履行を担保するため、相互審査を実施。**
- **37ヵ国・2地域機関が加盟。その他9のFSRB型地域を加えると、世界200以上の国・地域をカバーしている。**

FATF：金融活動作業部会

AML/CFTの国際基準となるFATF勧告を策定。加盟国間で相互審査を実施。事務局はOECD内に置かれているが、運営は独立。

（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、中華人民共和国香港特別行政区（SAR）、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FSRB：FATF型地域体

地域ごとに存在し、**FATF勧告をベースに**加盟国間で相互審査を実施。

①APG（アジア太平洋）

②CFATF（カリブ）

③EAG（中露を含むユーラシア）

④ESAAMLG（東・南アフリカ）

⑤GABAC（中央アフリカ）

⑥GAFILAT（ラテンアメリカ）

⑦GIABA（西アフリカ）

⑧MENAFATF（中東・北アフリカ）

⑨MONEYVAL（欧州）

（出所）FATF公表資料を基にKPMGジャパン作成

3. FATF勧告の対象範囲の拡大

- FATF勧告の対応範囲は、時代に応じて拡大。
- 現在は、2012年に策定された40の勧告が最新。

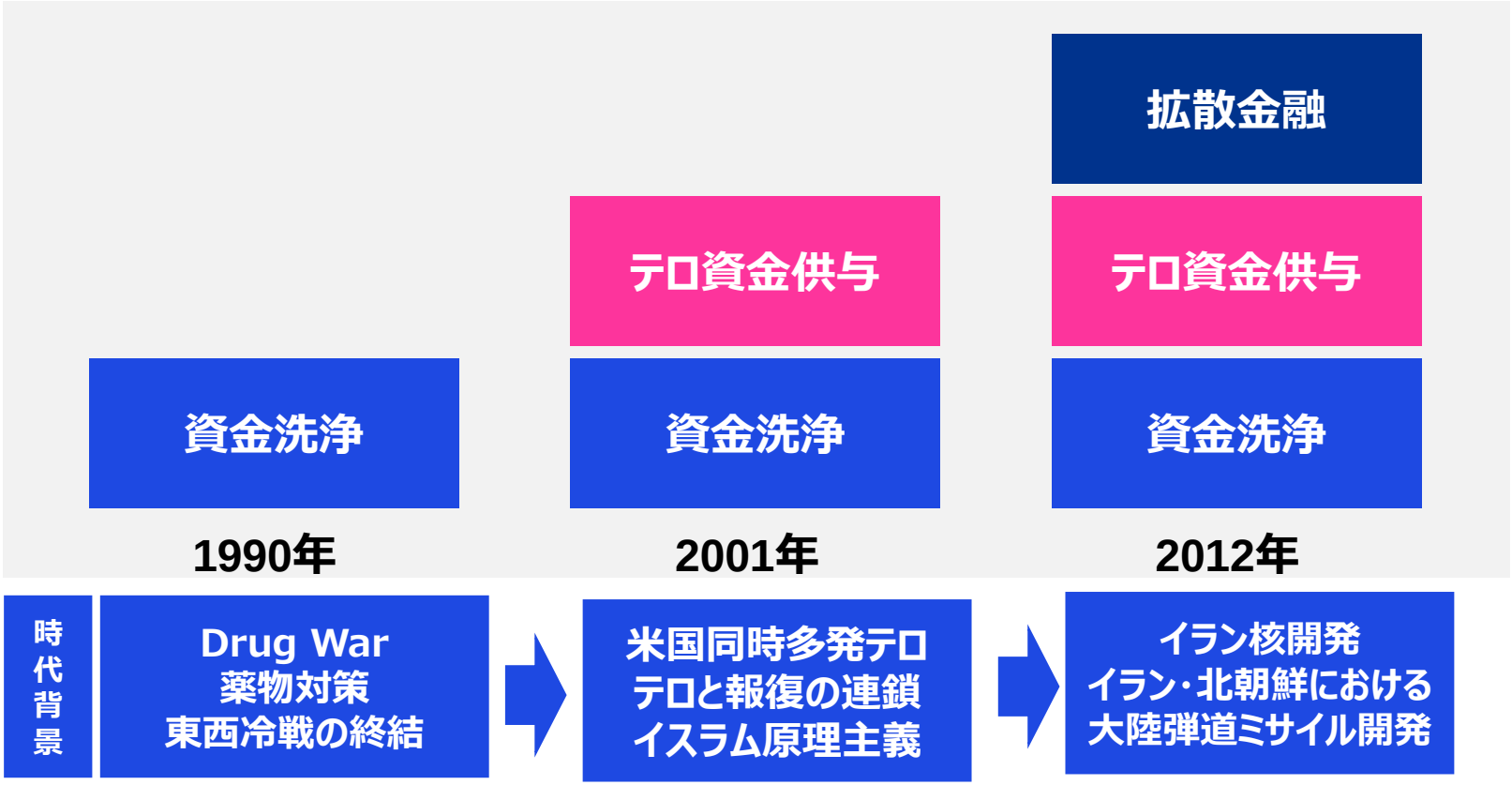

4. FATF第四次対日相互審査結果のポイント

- 2021年8月30日、FATFは第四次対日相互審査の結果を公表したが、我が国に対する**TC審査（Technical Compliance：法令等の整備状況）の結果は、C（履行）が4個、LC（概ね履行）が24個、PC（一部履行）が10個、NC（不履行）が1個、N/A（適用外）が1個**であった。
- また、我が国に対する**有効性審査（マネーロンダリング対策等の有効性に関する審査）の結果は、SE（十分）が3個、ME（中）が8個**であった。これらの審査結果を踏まえ、我が国は、TC審査でPCおよびNCが11個、有効性審査でMEが8個、また、勧告5がPCであったため、**「重点フォローアップ（強化されたフォローアップ）国」と評価された。**
- 我が国は、この審査報告書を契機として、2021年8月、政府一体となって対策を進めるべく、警察庁および財務省が共同議長となる**「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」**を設置し、今後3年間の行動計画を策定した。さらに、2022年5月に**「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」**を決定した。これらの行動計画、基本方針に沿って、関係機関が連携して指摘事項の改善に取り組んでいる。その後、**2024年4月には、「行動計画（2024-2026年度）」**を策定し、取組のフォローアップなどを行っている。
- これらの改善状況について、2022年に、FATFに対して1回目の報告を行い、**勧告2「国内関係当局間の協力」に関する評価の引上げを申請したところ、「PC」から「LC」への引上げが承認**され、同年10月のFATF全体会合において、その旨の報告が行われた。
- 2023年10月のFATF全体会合において、対日相互審査フォローアップ報告書（第2回）が採択され公表された。同報告書においては、**勧告5（テロ資金供与の犯罪化）、勧告6（テロリストの資産凍結）、勧告24（法人の実質的支配者）、勧告28（DNFBPsに対する監督）の4つの勧告について、PC（一部適合）からLC（概ね適合）に格上げされたほか、勧告8（NPO）について、NC（不適合）からPC（一部適合）に格上げされた。これにより、NCは無くなり、6つの勧告がPCとなっている。**
- 2024年10月、対日相互審査フォローアップ報告書（第3回）がFATFにおいて採択され、公表された。同報告書においては、**勧告7（大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁）、勧告8（NPOの悪用防止）、勧告12（PEPs）、勧告22（DNFBPsにおける顧客管理）、勧告23（DNFBPsによる疑わしい取引の報告義務）及び勧告25（法的取極の実質的支配）の6つの勧告**について、**PC（一部適合）からLC（概ね適合）に格上げされた。これにより、TC審査項目に関しては、PCとNCは無くなった。**

（出所）FATFステートメント"Japan's measures to combat money laundering and terrorist financing"
https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Mer-japan-2021.html
参考：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策会議：https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html
マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針：https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20220519_1.pdf
FATF第四次対日相互審査報告書和訳：https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf

5. 法令等遵守状況（TC）

※TC（Technical Compliance）：「法令等整備状況」の審査

	内容	4次
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC
2	**国内関係当局間の協力** ↑(1)	LC
3	資金洗浄の犯罪化	LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC
5	**テロ資金供与の犯罪化** ↑(2)	LC
6	**テロリストの資産凍結** ↑(2)	LC
7	**大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁** ↑(3)	LC
8	非営利団体（NPO）の悪用防止 ↑(2,3)	LC
9	金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C
10	顧客管理措置	LC
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC
12	PEPs（重要な公的地位を有する者）↑(3)	LC
13	コルレス銀行業務	LC
14	送金サービス提供者の規制	LC
15	新技術の悪用防止	LC
16	電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A

	内容	4次
18	金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC
21	内報禁止および届出者の保護義務	C
22	DNFBPsにおける顧客管理措置 ↑(3)	LC
23	DNFBPsによる疑わしい取引の届出義務 ↑(3)	LC
24	法人の実質的支配者 ↑(2)	LC
25	法的取極の実質的支配者 ↑(3)	LC
26	金融機関に対する監督義務	LC
27	監督当局の権限の確保	LC
28	DNFBPsに対する監督義務 ↑(2)	LC
29	FIUの設置義務	C
30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
31	捜査関係等資料の入手義務	LC
32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC
33	包括的統計の整備	LC
34	ガイドラインの策定義務	LC

	内容	4次
35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
36	国連諸文書の批准	LC
37	法律上の相互援助、国際協力	LC
38	法律上の相互援助：凍結および没収	LC
39	犯人引渡	LC
40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC

適

Compliant

Largely-Compliant

Partially-Compliant

Non-Compliant

不適

三回のフォローアップを経て、日本のTC評価で不合格レベルはゼロとなった。

（参考）第3次対日相互審査
25/49（51.0%）

（注）↑はフォローアップでの評価引き上げ、( )は第何回のフォローアップで評価引き上げがされたかを示している。
（出所）FATF第四次対日相互審査報告書
https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Mer-japan-2021.html および
https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Japan-FUR-2023.html に掲載されている報告書を基にKPMGジャパン作成

6. 有効性検証項目（IO）

有効性検証項目は、フォローアップ報告では、評価見直しされていない。

	評価項目	評価
1	マネロン／テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	**金融機関等の監督**	**M**
4	**金融機関等によるマネロン／テロ資金対策**	**M**
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S

	評価項目	評価
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

（注）対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、
H（High）、S（Substantial）、M（Moderate）、L（Low）と評価。

（出所）FATF第四次対日相互審査報告書
https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Mer-japan-2021.html に掲載されている報告書を基にKPMGジャパン作成

7. FATF第5次相互審査のスケジュール

- **第5次対日相互審査のスケジュールが公表され、審査報告書の採決は、2029年2月の総会となることが決まった。**
- **Procedures（手続）文書によれば、最低18ヵ月の審査期間が必要になるので、Risk and Scoping Exercise（リスクと審査範囲の特定）という最初の作業は、2027年の8月頃に開始され、オンサイト審査は2028年8月以降に実施されることが予想される。**

Country	Assessment Body	Last evaluation	Possible onsite period	Possible Plenary discussion
Belgium	FATF	Feb 2015	Apr 2025	Oct 2025
Malaysia	FATF-APG	Jun 2015	Apr 2025	Oct 2025
Singapore	FATF-APG	Jun 2016	Aug 2025	Feb 2026
Italy	FATF	Oct 2015	Aug 2025	Feb 2026
Austria	FATF (IMF-led)	Jun 2016	Aug 2025	Feb 2026
Canada	FATF-APG	Jun 2016	Dec 2025	Jun 2026
Türkiye	FATF	Oct 2019	Dec 2025	Jun 2026
Burundi	ESAAMLG		Jan 2026	Aug 2026
Mexico	FATF-GAFILAT	Jan 2018	Apr 2026	Oct 2026
United States	FATF-APG	Nov 2016	Apr 2026	Oct 2026
Iceland	FATF	Apr 2018	Aug 2026	Feb 2027
China	FATF-APG-EAG	Apr 2019	Aug 2026	Feb 2027
中　略				
Norway	FATF	Dec 2014	Apr 2028	Oct 2028
Russian Federation *	FATF-EAG	Dec 2019	Aug 2028	Feb 2029
Japan	FATF	Aug 2021	Aug 2028	Feb 2029
Portugal	FATF	Dec 2017	Aug 2028	Feb 2029

（出所）FATF：Global Assessment Calendar https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html をKPMGジャパンにて加工
(*) ロシアは加盟資格停止中につき、仮のスケジュール。

03

日本の金融犯罪、マネロン等の状況

1. 日本の金融犯罪・マネロン等に関する足下の状況（1）

※統計数値については令和５年のもの

刑法犯認知件数

- 刑法犯認知件数の総数　70万3,351件　※２年連続増加・コロナ前の水準に接近
- 財産犯の被害額　約2,519億円（前年比＋56.7%）
- うち、詐欺の被害額　約1,626億円（前年比＋85.4%）　※インターネットを利用した詐欺の増加が寄与

フィッシングの状況

- フィッシング報告件数　119万6,390件（前年比＋22万7,558件、過去最多）
- クレジットカード事業者・ＥＣ事業者をかたるものが多い

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

- 発生件数　5,578件　　被害額　約87.3億円　（それぞれ過去最多）
- 被害者の大部分は個人、うち40～60歳代が約６割
- 手口の内訳　　電子メールによる誘導：53%、ＳＭＳによる誘導：21%
- 不正送金額の５割以上が暗号資産交換業者の金融機関口座に送金

速報：SNS詐欺被害（2024年、令和6年）1,990億円

クレジットカード不正利用の情勢

- 被害額　540.9億円　※統計を取り始めた平成９年以降で最悪

ランサムウェアの状況

- 警察庁に報告された被害件数　197件　※引き続き高い水準で推移
- 二重恐喝（ダブルエクストーション）による被害が多い
- 暗号資産による対価の要求が多い
- 企業・団体等の規模や業種を問わず被害が発生

（出所）国家公安委員会　犯罪収益移転危険度調査書（令和6年）概要版、https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk_gaiyou2024.pdf　をKPMGジャパンにて加工

2. 日本の金融犯罪・マネロン等に関する足下の状況（2）

◆ マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数

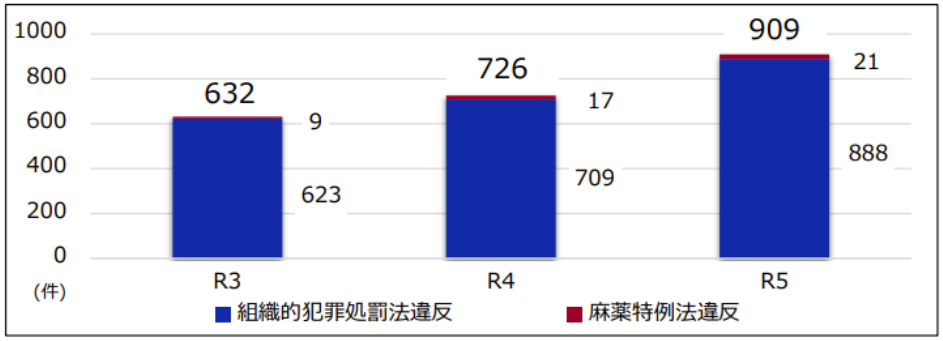

マネー・ローンダリング
一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿・収受・これを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為
我が国では組織的犯罪処罰法・麻薬特例法で犯罪として規定

➢ 前年比183件増加

◆ 犯罪収益の剥奪状況

			令和３年	令和４年	令和５年
起訴前の没収保全					
	組織的犯罪処罰法	件数（件）	142	162	211
		金銭債権等総額（千円）	507,211	1,047,244	1,044,378
	麻薬特例法	件数（件）	24	23	20
		金銭債権等総額（千円）	32,712	25,363	45,427
没収					
	組織的犯罪処罰法	人員（人）	72	76	119
		金額（千円）	217,888	205,665	353,107
	麻薬特例法	人員（人）	51	56	54
		金額（千円）	10,465	5,678	8,404
追徴					
	組織的犯罪処罰法	人員（人）	62	92	103
		金額（千円）	1,476,380	1,342,766	1,267,096
	麻薬特例法	人員（人）	226	223	199
		金額（千円）	854,361	860,989	394,524

詐欺被害額（1,600億円超）、クレカ不正利用（450億円超）などの被害額に比べて、没収額が少ない。

➢ 犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するために、剥奪することが重要

銀行側でも、被害者口座・不正利用口座の検知、早期の凍結、振り込め詐欺救済法等に基づく被害回復が重要。

（出所）国家公安委員会　犯罪収益移転危険度調査書（令和6年）概要版、https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk_gaiyou2024.pdf　をKPMGジャパンにて加工

3. 暴力団および匿名・流動型犯罪グループの構図

- 暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集団的または常習的に暴力的不法行為等を行っている集団を準暴力団と位置付けている。近年、**準暴力団として位置付けられる集団以外に、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団**もみられ、**治安対策上の脅威**となっている。
- これらの集団は、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで**離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的**であり、また**匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化**したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、さらなる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、**その活動実態を匿名化・秘匿化する状況**がみられる。
- こうした情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこうした集団を**「匿名・流動型犯罪グループ」**と位置付け、実態解明を進めている。さらに、**匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例**もある。

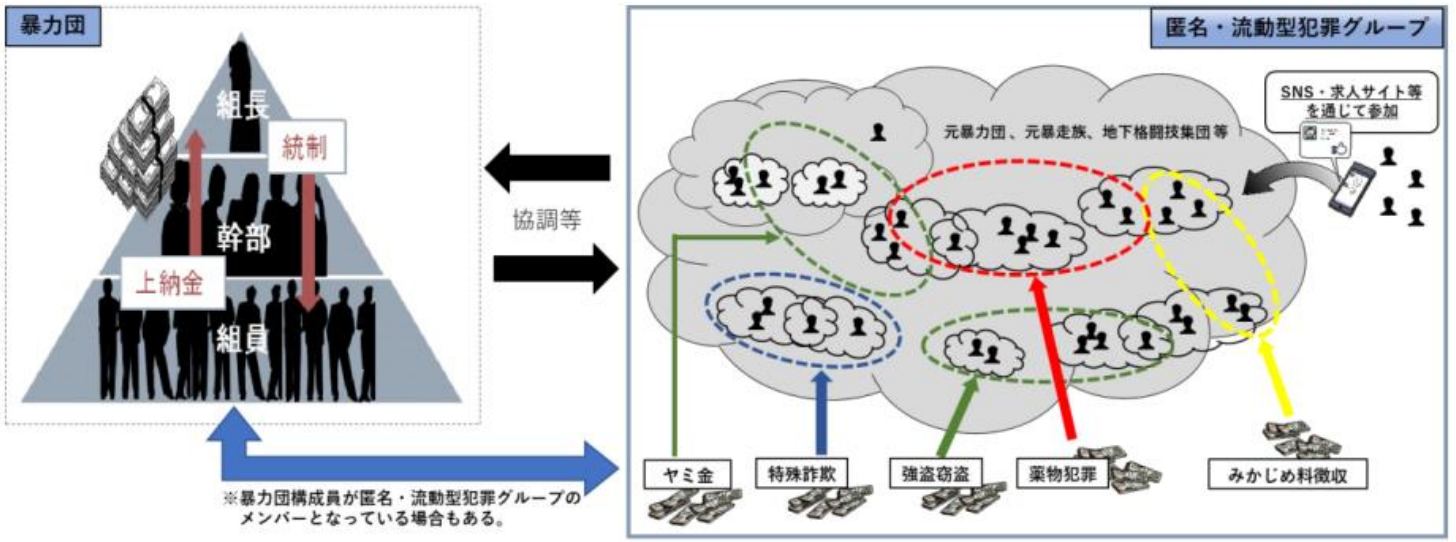

（出所）国家公安委員会　犯罪収益移転危険度調査書（令和5年）概要版　https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk051207.pdf

4. 法人口座悪用事案（リバトン・グループ事案）

- **2024年5月21日、他人に設立させたペーパーカンパニーの法人口座**で犯罪収益の送金を繰り返し、マネーロンダリング（資金洗浄）したとして、大阪府警は、**組織犯罪処罰法違反（犯罪収益隠匿）**などの疑いで、12人のグループを逮捕。
- グループは**約500のペーパーカンパニー、4,000以上の法人口座**を不正に管理。少なくとも**約700億円の入金**が確認された。
- 被疑者らは、**収納代行業「リバトングループ」**と自称。ただ実態は不明で府警は**「匿名・流動型犯罪グループ」**とみている。
- グループは**交流サイト（SNS）や知人**を通じて、**「副業として稼げる」などと勧誘**。設立の方法を指南し、**法人口座を開設させて管理**していた。口座には令和5年1月から約半年で約700億円の入金があったという。
- 府警が金の流れを調べたところ、入金されたのは**違法なオンラインカジノや詐欺事件の犯罪収益**で、**海外の法人口座**にも流れていたとみられる。
- 府警はグループが**別の犯罪組織から資金洗浄を請け負い、入金額の数%を取り分**として少なくとも28億円を得たうえで、**海外経由で組織に還流**させていたとみている。
- 12人の逮捕容疑は**共謀し、昨年5～6月、詐欺の犯罪収益210万円を含む約559万円を複数の他人名義の法人口座に送金**したなどとしている。他に30人以上が関与し、一部は海外に出国しているといい、捜査している。
- 令和4年9月、**ネットカジノに絡み特定商取引法違反容疑で会社経営の男らを逮捕**し、捜査の過程で発覚した。

（出所）各種公表資料によりKPMGジャパン作成

5. 法人口座悪用事案　その２

悪用された法人の形態
○　実体のない法人を設立する。 ○　第三者が所有する既存の法人を取得する。 ○　第三者を代表に就任させる。 ○　正規に事業を運営する第三者が所有する法人に対し、犯罪収益の送金及び入金を依頼して利用する。
悪用された法人の登記
○　登記されている資本金の額が数万円から数十万円と少額な資本金で設立されている。 ○　所在地や役員の登記変更が頻繁である。 ○　多数の事業目的が登記され、それぞれの関連が低い。

○　事業目的を犯罪収益の仮装を説明しやすい内容（現物のないサービスを扱う業種等）に変更している。
設立状況
○　合同会社は、株式会社と比較して、設立されてからより短期間のうちに悪用されている傾向があり、中には設立から数か月で悪用されている法人もあった。
前提犯罪別
○　半数以上が詐欺で使用されている。 ○　その他、業務上横領、風営適正化法違反、出資法・貸金業法違反、常習賭博等で使用されている。

（出所）国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書（令和6年）」 https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk061128.pdf を基にKPMGジャパン作成

6. マネロン事犯等の分析（主体）

主体	調査・分析結果
暴力団	• 暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行し、巧妙にマネーロンダリングを行っており、我が国におけるマネーロンダリングの大きな脅威となっている。令和4年中のマネーロンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員および準構成員その他の周辺者によるものは64件で、全体の8.8%を占めている。
特殊詐欺の犯行グループ ↓ **トクリュウ・グループ**	• 近年、我が国においては、特殊詐欺の認知件数と被害額が高い水準にある。令和4年の特殊詐欺の認知件数は17,570件（+3,072件、+21.2%）、被害額は370.8億円（+88.8億円、+31.5%）と、前年に比べて総認知件数および被害額はともに増加。**被害額は8年ぶりに増加に転じた**。被害は大都市圏に集中しており、東京の認知件数は3,218件（-101件）、神奈川2,090件（+629件）、大阪2,064件（+526件）、千葉1,457件（+354件）、埼玉1,387件（+305件）、兵庫1,074件（+215件）および愛知980件（+106件）で、総認知件数に占めるこれら7都府県の合計認知件数の割合は69.8%（-0.8ポイント）となっている。 • 特殊詐欺の犯行グループは、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネーロンダリングを敢行している。 • **自己名義の口座や、偽造した本人確認書類を悪用するなどして開設した架空口座等を不正に譲渡する者**がおり、マネーロンダリングの敢行をより一層容易にしている。近年では、**外国の犯行拠点の存在も表面化**し、特殊詐欺で得た犯罪収益を外国へ運搬している実態が認められる。さらに、犯行グループに対して、預貯金口座や携帯電話を不正に譲渡する者や、電話転送サービス等の提供を行うなどしている**悪質な事業者の存在**も依然として認められる。
来日外国人犯罪グループ	• 外国人が関与する犯罪は、その収益の追跡が困難となるほか、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化する傾向を有する。 • 内国為替取引、預金取引等の悪用により預金口座が使用されたマネーロンダリング事犯のうち、外国人が名義人となる架空・他人名義口座を使用するものが**6割**を超えている。 • また、過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、**ベトナムが全体の約7割を占めている。**

（出所）国家公安委員会　犯罪収益移転危険度調査書（令和5年）概要版
https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk051207.pdf を基にKPMGジャパン作成

（出所）警察庁令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）
https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/tokushusagi_toukei2022.pdf を基にKPMGジャパン作成

7. クレジットカード不正利用の急増

- クレジットカードの不正利用被害額が急増しており、2023年の被害額は過去最大。
- 不正アクセス等で窃取したクレジットカード番号によるEC取引での不正利用が大部分を占める。

国内発行クレジットカードにおける年間不正利用被害額推移

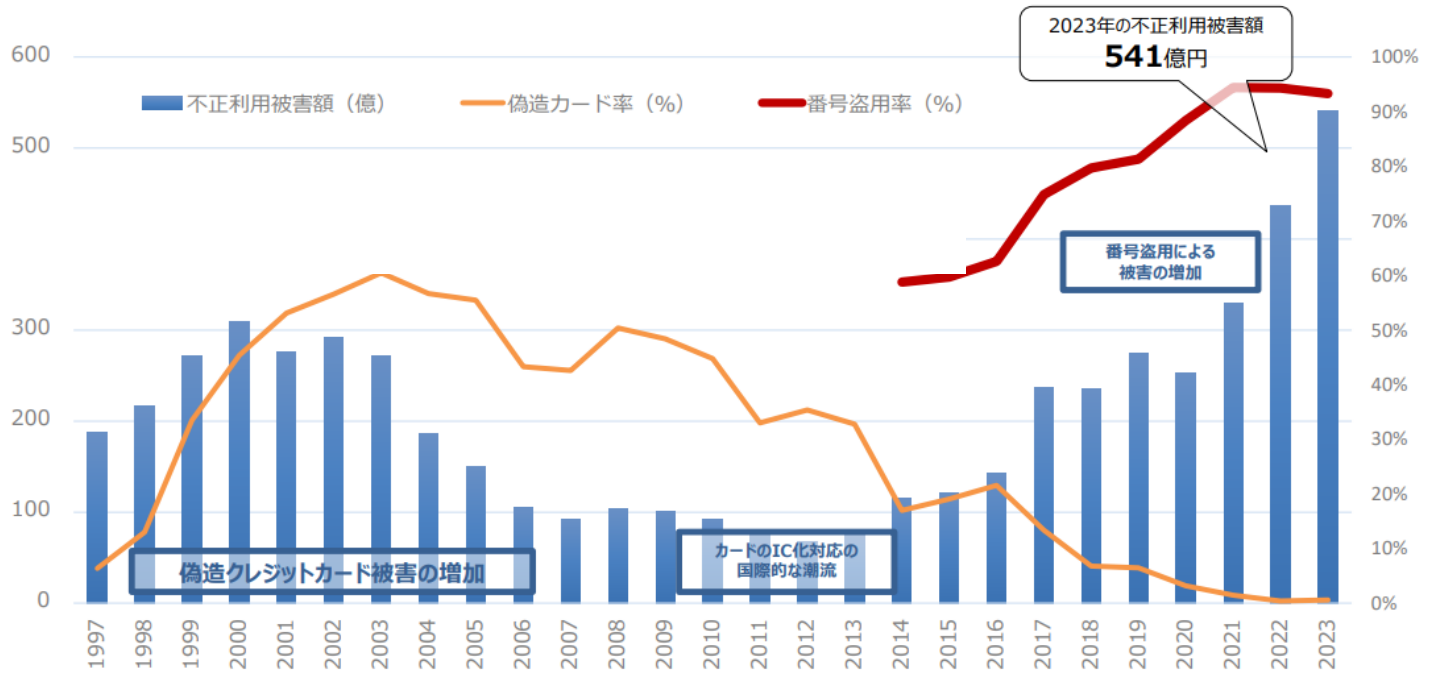

不正利用額数値　出典：日本クレジット協会（令和６年３月）

※カード番号等があれば利用できるのがクレジットカードの仕組みであり、被害総額の93%は窃取された番号が利用されたもの（2023年）

（出所）経済産業省 商務・サービスグループ商取引監督課「クレジットカードのセキュリティ対策について」（経済産業省の取組）2024年4月
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_security/pdf/001_02_00.pdf

8. クレジットカード不正利用の「悪のエコシステム」

- 詐取されたクレカ情報は、他のECサイトで商品・商品券等の購入に充てられ、それをマーケットプレースなどに出品、売買することを通じて資金化し、銀行口座などで資金洗浄された後に、犯罪組織の軍資金となる。
- 不正アクセスなどでクレカ情報を詐取する者、商品・商品券を購入する者、商品を受け取る者、出品・売買する者、トンネル口座間で資金を移転する者など、多くの役割を分担する「悪のエコシステム」が存在している可能性あり。
- また、被害者保護・回復の原資は、剥奪された犯罪資金ではなく、保険料・手数料で消費者が負担。

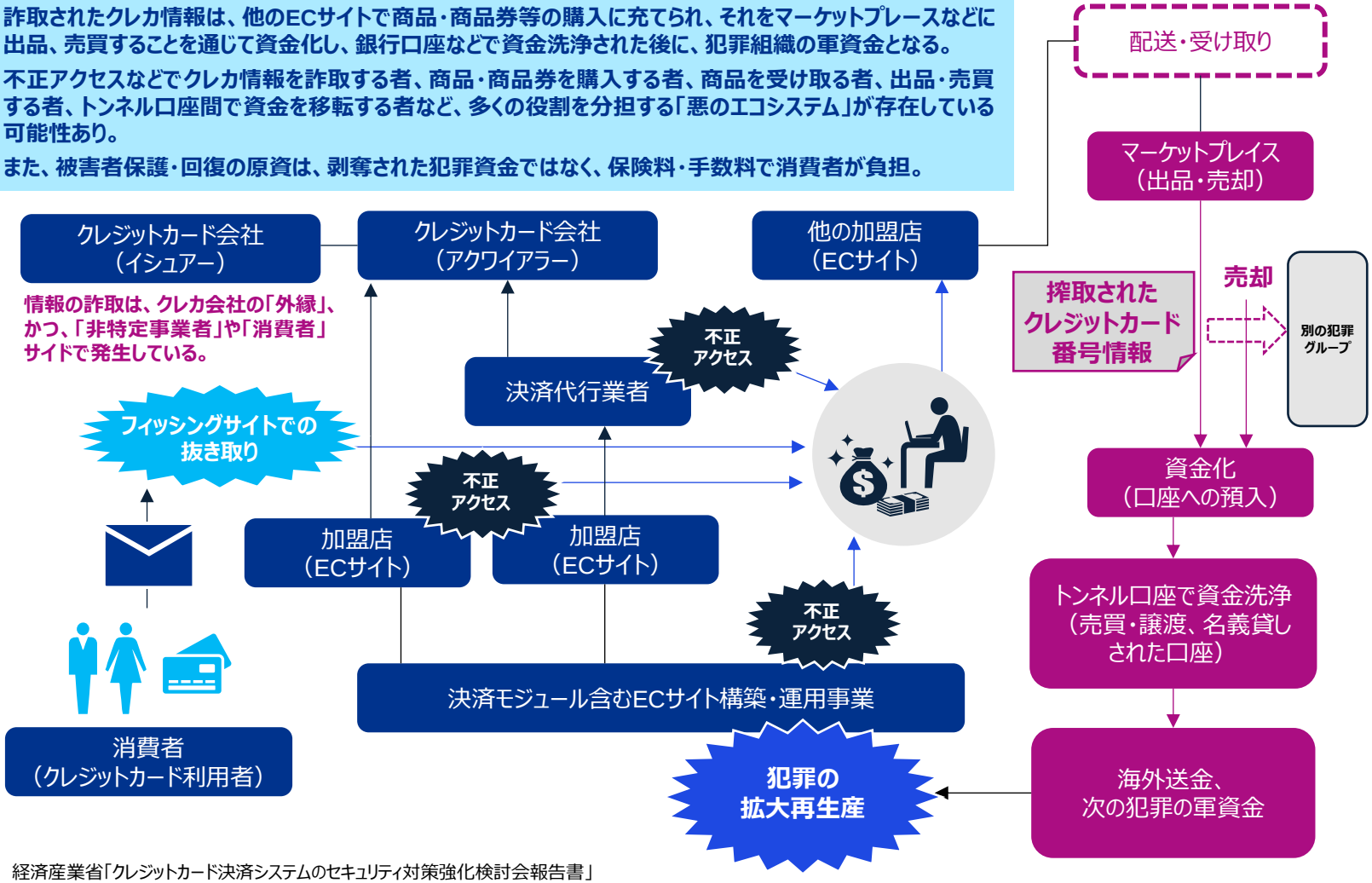

（出所）経済産業省「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_payment/pdf/20230120_1.pdf を基にKPMGジャパン作成

9. SIMカードの販売や口座の買取勧誘事例

SIMカードの販売

銀行口座の買取

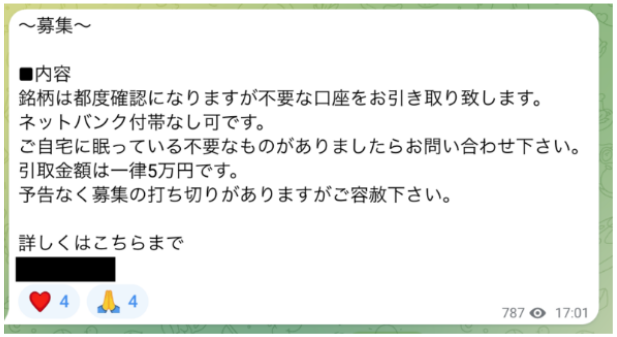

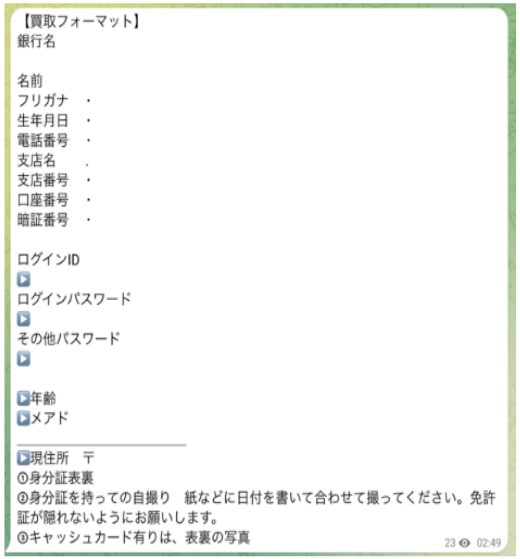

- Signalは2014年にリリースされた暗号化メッセージングアプリで、テキストメッセージの送受信、音声通話、ビデオ通話など、一般的なメッセージアプリと同様の機能を備えている。
- 最大の特徴は、エンドツーエンド暗号化による高度なセキュリティ機能で、メッセージの内容は運営企業を含む第三者が読むことができず、プライバシーが完全に保護される。
- 犯罪組織は、SNSプラットフォームを活用し、「日給3万円以上」「即日現金払い」といった魅力的な報酬を掲げて若者を誘い込むが、勧誘の初期段階では、LINEなどの一般的なメッセージアプリで連絡を取りますが、具体的な仕事内容の説明段階でSignalへの移行を強要する。
- 同様に秘匿性の高い通信アプリに「テレグラム」があり、こちらはこれまでによく犯罪等にも使われており、仕組みは基本的にシグナルと同じだが、メッセージの消去機能がデフォルトでオフになっているのに対し（シグナルではオン）、オンにするにはユーザーが自分で操作する必要がある。

（出所）NTTコミュニケーションズ　開発者のブログ「特殊詐欺のコミュニティで行われている活動について」(2024年11月8日） https://engineers.ntt.com/entry/202411-sagiwarning/entry
の著者に許可を得てKPMGジャパンにて加工

10. 本人確認のなりすましに関する勧誘事例

- eKYCの無効化事案
- 存在しないはずの人物が複数存在し、eKYCで本人確認済みとなっている可能性あり。

本人確認のなりすまし

貴重な場所をお借り致します。
最後までお読み頂けると幸いです。

要件：本人確認案件(ekyc)

こちらで準備した人物のeKYC(最下部に説明があります)被写体となってもらいます。
まずこちらで身分証明書を準備致します。
氏名、住所などの個人情報は第三者、その証明書の顔写真だけをお客様の物を使用します。
各アプリ内でカメラ起動した際に証明書や本人の顔の撮影などがありますのでそちらの対応をして頂きます。
銀行口座やクレジットカードの申込を行い、利用額の現金化に成功した時点で報酬お支払いとなります。
スムーズにいけばこちらに証明写真提出から約1週間程度で着手開始致します。
もちろん、次の名義になりすまして2回目、3回目と案件はずっと継続可能です。

お客様宅には案件に使用する証明書と作業用スマホ以外の物は何も届きません。
顔写真だけお客様の物であるだけで氏名や住所はすべてこちらで用意した証明書となります。
ネット回線とスマホについてもこちらで提供しますので、お客様は私物のスマホとTelegramアカウントだけあれば着手可能です。

報酬：換金した額の10%(早ければ2～3週間で完結)
上手くいけば20～30万円のお支払いが可能です。

条件
月曜日～土曜日の10時-19時で連続2時間の連絡や携帯の操作ができる時間を何日確保できるかをご確認下さい。
また染髪やピアス着用についてもご確認をお願い致します。

その他
口座やアカウント開設ごとに都度0.5報酬発生

★リクルーター様向けの特典★
開設後に不要になった口座やアカウントは販路シェアで転売も対応です。

eKYCとは
オンライン上で本人確認を完結するための技術です。 従来の対面/郵送での本人確認を「KYC」と呼びますが、オンライン上で行う意味を表す「electronic」という単語を追加したものがeKYCです。

ご興味がありましたらこちらまで
ご紹介も歓迎です。
[redacted]
👍3 ❤️2 edited 972 11:59

偽造免許作成

【偽造免許案件】
成功報酬　お客様5万～15万　マージン別途

お客様を丸投げしてもらえればokです。お客様1人で何回でも案件を受けれます。

お客様に免許証に使う証明写真を撮っていただき、それを元に偽造免許証を作成します。
証明写真以外は全て他人のものになります。

作成した偽造免許証を使い、
口座やアカウント等の本人確認をやっていただく案件です。
口座やアカウント開設1つにつき
別途5000円の報酬
edited 168 12:51

（出所）NTTコミュニケーションズ　開発者のブログ「特殊詐欺のコミュニティで行われている活動について」(2024年11月8日） https://engineers.ntt.com/entry/202411-sagiwarning/entry
の著者に許可を得てKPMGジャパンにて加工

04

金融機関に
求められている対応

1. マネロン対策に関連する法令等の概要

わが国のマネー・ローンダリング対策等に関する法制度は、次の4点を柱としている。
①一定の範囲の事業者に顧客管理その他の防止措置を義務付けること
②マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
③犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとすること
④テロリズムに対する資金供与を防止すること
①は犯罪収益移転防止法及び外為法で、②と③は主に組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法で、④はテロ資金提供処罰法、外為法及び国際テロリスト財産凍結法で、それぞれ措置されている。

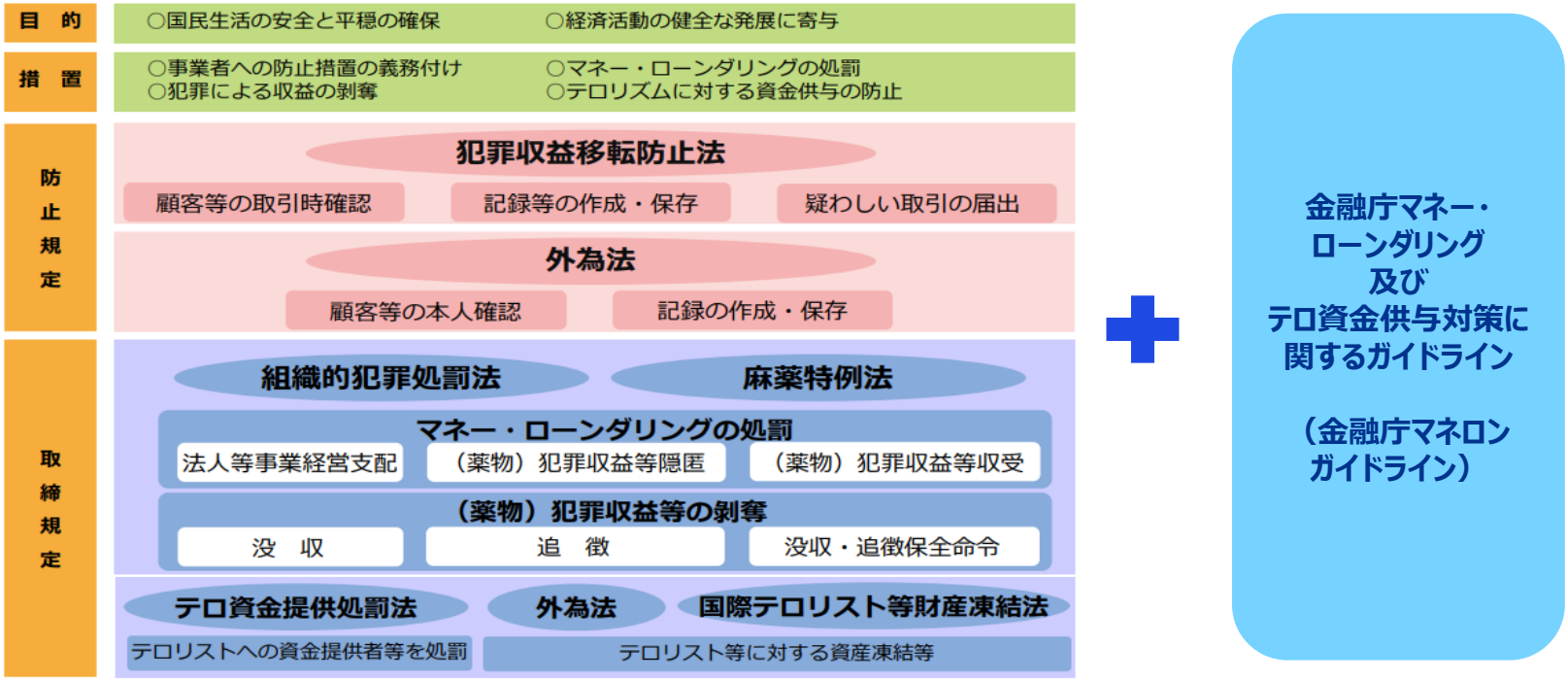

（出所）警察庁「犯罪有益移転防止に関する報告書」（令和5年版）https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2023.pdf をKPMGジャパンにて加工

2. 犯罪収益移転防止法の概要

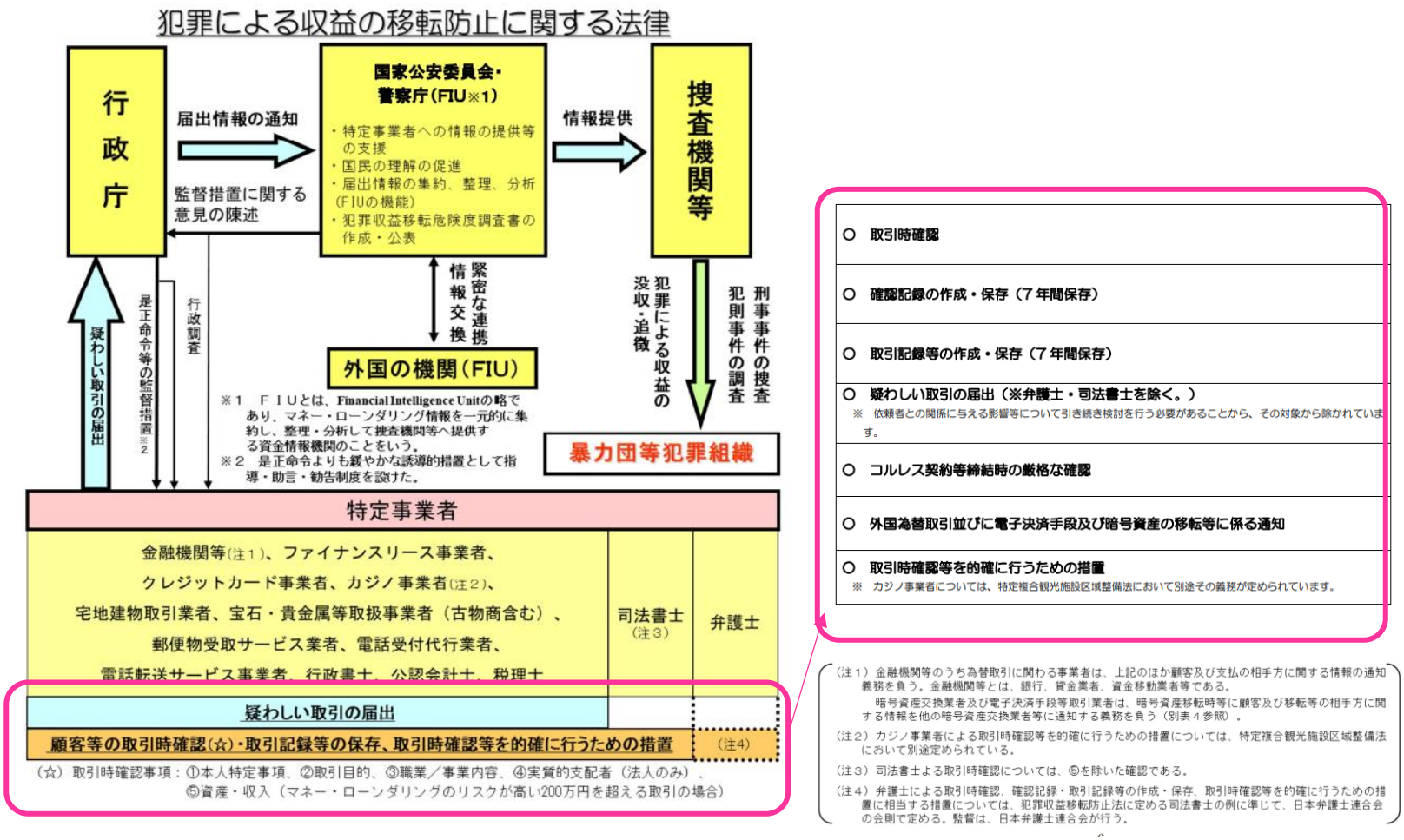

(出所)警察庁「犯罪有益移転防止法の概要」(令和6年12月2日時点)https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20241202.pdf をKPMGジャパンにて加工

3. 金融庁マネロンガイドラインの概要

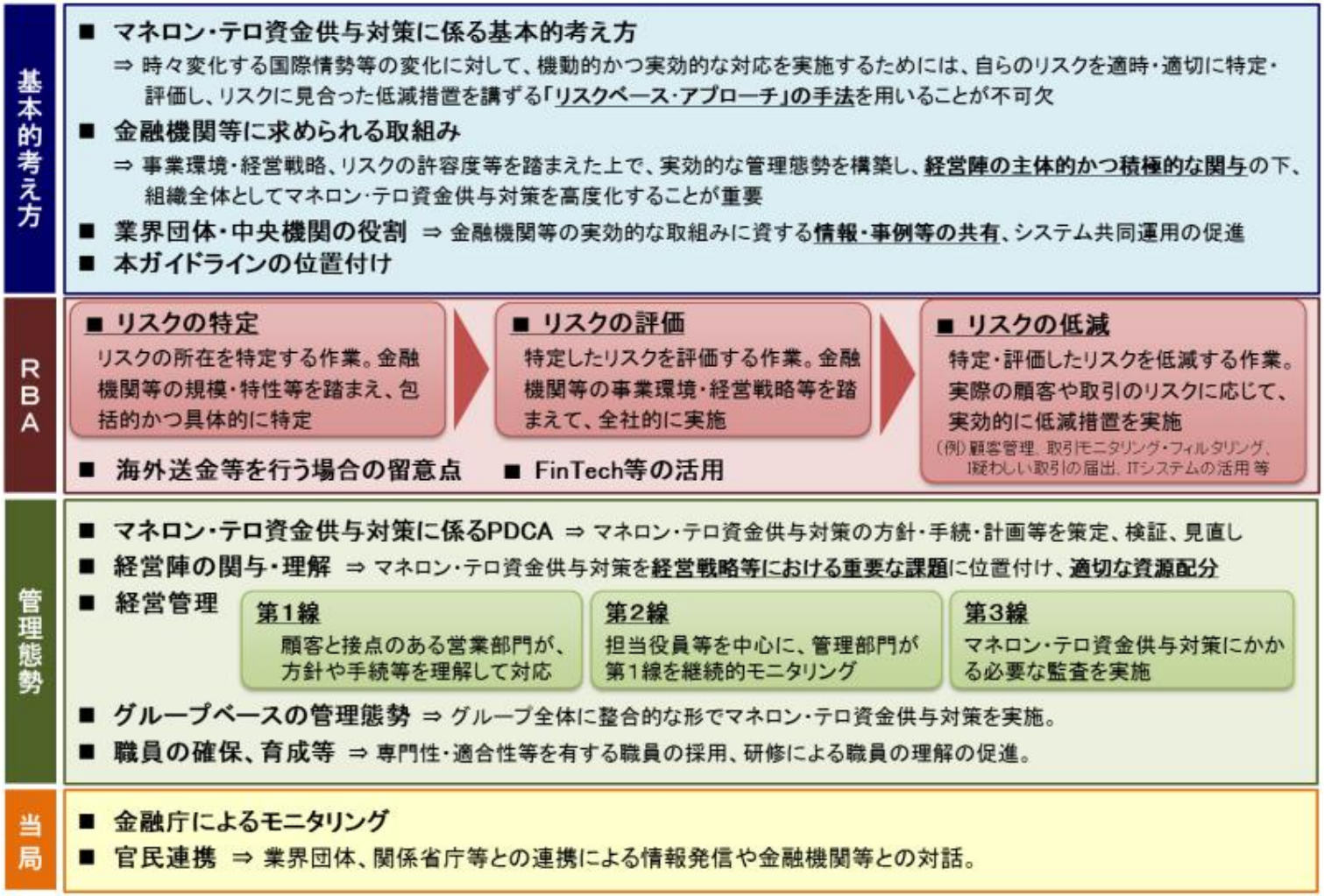

（出所）金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題 」（2018年8月） https://www.fsa.go.jp/news/30/20180817amlcft/20180817amlcft-1.pdf

4. 重点項目：有効性検証と口座不正利用の検知強化

金融庁「マネロン等対策の取組と課題（2024年6月）」の概要

- 「マネロンガイドライン」に基づく態勢整備の期限を迎え、今後は**FATF第4次対日相互審査での指摘への対応**〔第2章〕から**第5次対日相互審査審査に向けた実効性の向上**〔第3章〕に視点を移していくことが必要。
- 特殊詐欺事案等の急増とこれらにおける**金融サービスの不正利用対策**〔第4章〕は目下の最重要課題。

第１章
日本政府におけるマネロン等対策の取組

1．「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」の策定
- 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」のうち、金融庁関連部分の概要

2．金融庁におけるリスクベース・アプローチの取組
- 当庁のリスクベース・アプローチ手法としての金融セクター分析とCRR

3．新たな金融セクターの現状
- 近年登場した金融セクター（第一種資金移動業を営む資金移動業者、電子決済手段、高額電子移転可能型前払式支払手段）の現状

第２章
ＦＡＴＦ第４次対日相互審査での指摘対応を含めた基礎的な態勢の整備

1．2024年３月末までの態勢整備状況
- FATF第4次審査での指摘を踏まえ各金融機関に要請していた態勢整備に関する、現状の把握やターゲット検査・アウトリーチ等の取組

2．マネロン等対策に係る2024年４月以降の金融庁の対応
- 上記１．で取りまとめた現状を踏まえた行政対応を含む今後の対応

3．マネロン等対策に係る業務の共同化
- 為替取引分析業による取引モニリング等の高度化の取組

4．継続的顧客管理に関する課題
- 円滑に継続的顧客管理を進めるための官民一体での情報発信・広報

5．暗号資産交換業者におけるトラベル・ルールの運用状況

第３章
ＦＡＴＦ第５次対日相互審査を見据えた実効性向上に向けた取組

1．マネロン等リスク管理態勢の有効性検証
- 有効性検証に関するモニタリング結果と取組事例

2．「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂
- 金融機関の主体的な対応を促すためのFAQ改訂（24年4月公表）

3．各地域における金融機関等の連携強化（業態横断フォーラム）
- 各地域における「業態横断フォーラム」の概要・結果

4．FATF基準改訂も踏まえた対策の実効性向上

第４章
金融サービスの不正利用対策

1．インターネットバンキング不正送金対策強化
- フィッシング対策
- 暗号資産交換業者への異名義送金の停止等とモニタリングの強化

2．預貯金口座不正利用対策等
- 法人口座を含めた預貯金口座の不正利用の特徴や対策

3．偽造本人確認書類を用いた口座開設への対応
- 本人確認書類の偽変造対策、公的個人認証（JPKI）の活用

4．国民を詐欺から守るための総合対策
- 「国民を詐欺から守るための総合対策」（24年6月公表）のうち、金融庁関連部分の概要

有効性検証

不正利用検知

（出所）金融庁「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」の概要 https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/00.pdfをKPMGジャパンにて加工

5.「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」

- 金融庁はこれまで、金融機関等が、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備することを要請し、金融機関等ではマネロン等リスク管理の基礎的な態勢整備を実施。
- 今後、金融機関等においては、直面するリスクに応じて、継続的に態勢を維持・高度化することが重要であるところ、金融庁では、上記ガイドラインでも対応を求めている「有効性検証」の取組を促進することが重要として、金融機関等向けに「有効性検証」の考え方や今後の当局との対話の進め方等を公表（2025年1月20日）。

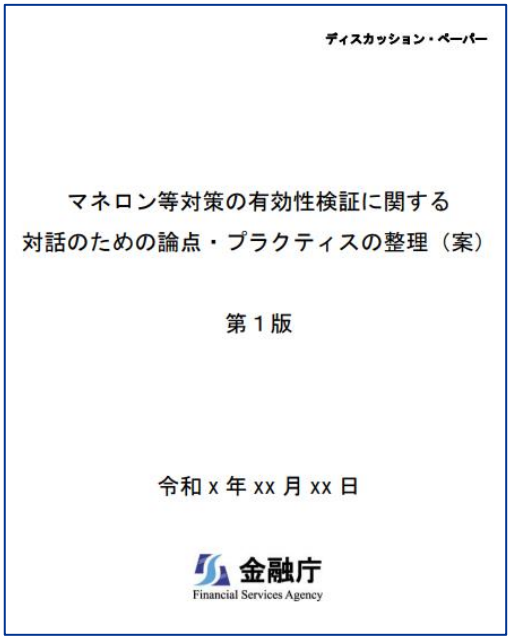

ディスカッション・ペーパー

マネロン等対策の有効性検証に関する
対話のための論点・プラクティスの整理（案）

第１版

令和ｘ年 xx 月 xx 日

金融庁
Financial Services Agency

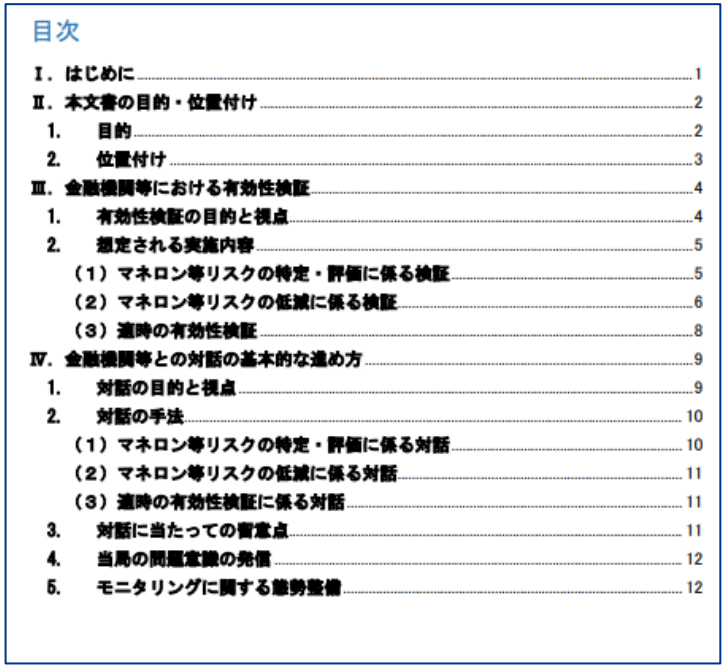

目次

（出所）金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250120/01.pdf を基にKPMGジャパンが作成

6. 法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について①

要請の背景・ポイント

- SNS型投資・ロマンス詐欺の急増、法人口座を悪用した事案の発生等を受け、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策は急務
- インターネットバンキング等の非対面取引が広く普及していることを踏まえ、以下の対策は**規模・立地によらず必要**であり、全ての預金取扱金融機関に対し、**24年8月に対策を要請**
- システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合、**計画的に対応することが重要**
- 対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断

① 口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化

- 口座売買が犯罪であること、金融機関として厳格に対応する方針であることの顧客への周知
- 本人確認の方法に応じた本人確認書類の真正性を確認する仕組みの構築
- 疑わしい取引の届出や警察からの凍結依頼対象等、口座の不正利用リスクが高い顧客の属性・傾向の調査・分析、これらの特徴に合致する顧客の口座開設時審査における、より厳格な実態・利用目的の確認
- 一顧客に対して複数口座の開設を許容する場合の利用目的の確認と利用状況の継続的なモニタリング

② 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知

- 不正利用が確認された口座と同一の端末・アクセス環境からの取引の検知
- 顧客の申告情報や過去のアクセス情報と整合しない接続の検知
- 口座開設時審査において把握した顧客の実態、口座の利用目的に見合わない取引の検知

リアルタイム
モニタリング

（出所）金融庁「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」 https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html
をKPMGジャパンにて加工

7. 法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について②

③ 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化

- 口座の不正利用リスクが高い顧客に対する固有のシナリオの適用
- 足下で発生している詐欺被害に特有の入出金・送金パターンに着目したシナリオの適用
- 不正利用の発生状況や詐欺事例の継続的な調査・分析、機動的なシナリオ・敷居値の見直し

従来の取引モニタリング（夜間バッチ）

④ 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化

- 口座の不正利用状況に応じ、モニタリングの頻度・即時性を高めた、より早期の不正取引の検知

リアルタイムモニタリング

- 検知した取引の疑わしさの度合いに応じた対応内容の細分化と速やかな措置
  （不正の確証が得られる場合）リスク遮断措置（謝絶・凍結・入出金停止等）
  （不正の確証が得られない場合）リスク低減措置（取引の一時保留・顧客への架電確認等）
- 取引制限等を行うべき判断基準・判断プロセス・必要な顧客への確認事項等の明確化
- （特に口座開設後の早期に不正利用が多い場合）開設後一定期間の取引種類・金額等の制限
- 業務・サービスの提供時間や不正利用の多い時間に応じ、夜間・休日にも速やかに取引制限等を行える態勢の構築

従来の取引モニタリングおよびリアルタイムモニタリングにおける検知後の対応

⑤ 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有

- 口座の不正利用手口や対応事例など金融機関間での情報共有と対応能力の向上

⑥ 警察への情報提供・連携の強化

- 詐欺のおそれが高い取引を検知した場合の都道府県警察への迅速な情報の提供
  そのための連携体制の構築に向けた警察庁・都道府県警察との具体的協議
- 都道府県警察からの協力依頼（被害届の提出・不正と判断するに至った情報の提供等）に対する適切な対応

（出所）金融庁「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html
をKPMGジャパンにて加工

8. 全銀協における情報共有の検討（2024年12月26日公表文）

一般社団法人全国銀行協会

「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」の設置について

近年、特殊詐欺やSNS型投資詐欺などの金融犯罪の被害額・認知件数は急増しております。2024年6月には、政府の犯罪対策閣僚会議が、「国民を詐欺から守るための総合対策」を公表しており、足許では、これらの犯罪が日本社会における深刻な脅威となっております。銀行界としても、金融犯罪の被害を減少させるため、抜本的な対策強化に取組む必要があります。

今般、当協会では、各金融機関における金融犯罪の検知能力の強化に向けて、金融機関間で、不正利用口座の情報を共有する枠組みを構築するため、「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」を下記のとおり設置し、第1回検討会を開催いたしましたので、お知らせいたします。

1. **目的：金融機関間で、詐欺やマネー・ローンダリング等の犯罪に利用された口座の情報を共有する枠組みを構築するための方針を策定し、2025年3月を目途に対応事項とスケジュールを報告書として取りまとめる。**
2. **委員等：みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、常陽銀行、名古屋銀行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、マネー・ローンダリング対策共同機構**
3. **オブザーバー：金融庁、警察庁、弁護士**
4. **事務局：全国銀行協会**
5. **主な検討事項**
   - **情報共有する不正利用口座の範囲や共有する情報の内容等、実務に係る論点**
   - **守秘義務や個人情報保護法等、法令に係る論点**
   - **情報共有するためのシステムに係る論点**
6. **その他：本検討会の資料および議事要旨は、原則非公表とする。**

（出所）全銀協プレスリリースhttps://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n122601/l を基にKPMGジャパン作成

9. 第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について

◆ **インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者あてに送金される事例が多発している情勢を踏まえ、2024年2月6日、金融庁は警察庁と共同で、預金取り扱い金融機関に対して、暗号資産交換業者あての送金利用状況などリスクに応じ、次の対策事例も参考にしつつ、利用者保護等のための更なる対策の強化を要請。**

＜暗号資産交換業者への不正な送金への対策事例＞

(1)振込名義変更による暗号資産交換業者への送金停止等

・ 暗号資産交換業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む。）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う送金については、振込・送金取引を拒否する。

・この際、あらかじめ、ウェブページ等により利用者への周知を図る。

(2)暗号資産交換業者への不正な送金への監視強化

暗号資産と法定通貨との換金ポイントとなる暗号資産交換業者との取引に係る取引モニタリングは、リスク低減措置の実効性を確保する有効な手法であることからパターン分析のためのルールやシナリオの有効性について検証・分析の上、抽出基準の改善を図るなど、暗号資産交換業者への不正な送金への監視を強化する。

- **全銀システムにおいて、振込依頼人名は、振り込み依頼人自身で変更可能**
- インターネット、アプリ、ATMで変更可能
- 請求書番号や会員番号を付けて振込することも可能
- 利用できる文字は、半角カタカナ英数字、30文字以内

（出所）金融庁「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html
および、警察庁「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」 https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html を基にKPMGジャパン作成

10. 振込名義変更による暗号資産交換業者への送金停止等要請の概要

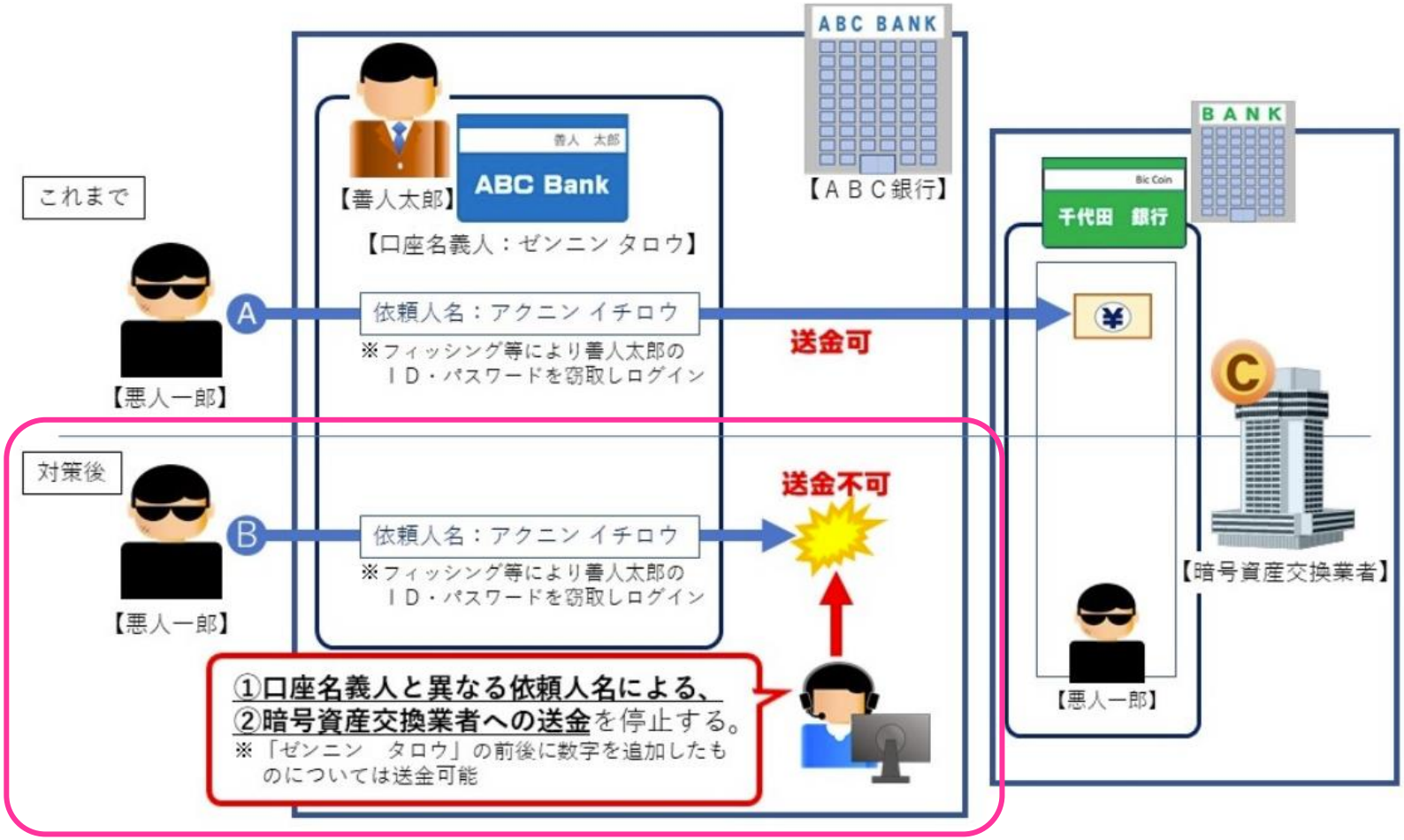

（出所）金融庁「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html
　および、警察庁「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」 https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html をKPMGジャパンにて加工

05

拡散金融リスク評価書

1.「拡散金融リスク評価書」（令和6年12月20日）

（３）本評価書の作成に向けた体制

本評価書の作成にあたり、以下の関係省庁で連携し情報交換等を行った上で、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において、評価書のとりまとめを行った。（以下、省庁を建制順に記載）

警察庁	：https://www.npa.go.jp/
金融庁	：https://www.fsa.go.jp/
総務省	：https://www.soumu.go.jp/
法務省	：https://www.moj.go.jp/
外務省	：https://www.mofa.go.jp/mofaj/
財務省	：https://www.mof.go.jp/
経済産業省	：https://www.meti.go.jp/
国土交通省	：https://www.mlit.go.jp/
海上保安庁	：https://www.kaiho.mlit.go.jp/
防衛省・自衛隊	：https://www.mod.go.jp/

（参考１）「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議

共同議長：警察庁、財務省

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る国の重要政策・活動を策定・調整・推進するための局長級の会議体。
- 政府全体の政策策定・推進において主導的な役割を担う。
- 必要に応じ分科会を設け、個別具体的な政策に対応。

（出所）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「拡散金融リスク評価書（令和6年12月）」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20241220.pdf をKPMGジャパンにて加工

2.「拡散金融リスク評価書」（令和6年12月）の概要

拡散金融リスク評価書の要旨

拡散金融の定義・背景

- 拡散金融：大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に資金又は金融サービスを提供する行為
- FATF勧告の改訂等を受け、拡散金融のリスク分析・把握、関係省庁間の連携強化、リスク低減措置を図る必要

我が国の拡散金融のリスク分析

脅威（Threat）

① カネ（資金）の流出に係る主体

i. 貿易：北朝鮮との迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとする主体
ii. ヒト　：北朝鮮籍の者への送金等を行おうとする主体
iii. サイバー攻撃等を実施する主体

② モノ・技術の流出に係る主体

i. デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者
ii. 無形技術移転等を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者
iii.「瀬取り」等の活動を行う主体及びその送金に関わる者

③ 制裁対象者含む日本等に所在する不透明な企業を利用する主体

脆弱性(Vulnerabilities)

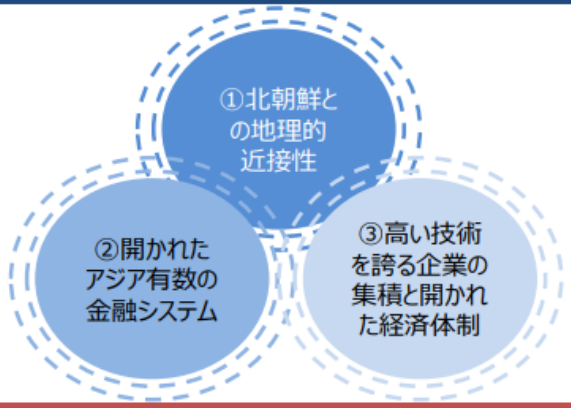

我が国の取組み（リスク低減措置）

<関連する法制度によるリスク低減の取組>
①外為法における経済制裁
②国際テロリスト等財産凍結法
③輸出入管理
④犯罪収益移転防止法（取引時確認、トラベルルール）
⑤「実質的支配者リスト制度」等の法人の透明性向上に資する制度
⑥出入国管理及び難民認定法
⑦特定船舶入港禁止法・貨物検査法
⑧その他マネー・ローンダリング等対策関連法

<関係者間の連携によるリスク低減の取組>
①関係省庁間での連携、民間との連携・情報発信等
②国際的な連携

（出所）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「拡散金融リスク評価書（令和6年12月）」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20241220.pdf をKPMGジャパンにて加工

3. 日本における拡散金融の脅威

（1）カネ（資金）の流出に係る主体

① 貿易：北朝鮮との迂回貿易取引や迂回送金を行う又は行おうとする主体

② ヒト：北朝鮮籍の者への送金等を行おうとする主体

③ サイバー攻撃等を実施する主体

（2）モノ・技術の流出に係る主体

① デュアルユース品等の提供を行うことで資金を獲得する主体及びその 送金に関わる者

② 無形技術移転等を行うことで資金を獲得する主体及びその送金に関わる者

③「瀬取り」等の活動を行う主体及びその送金に関わる者

（3）制裁対象者含む日本等に所在する不透明な企業を利用する主体

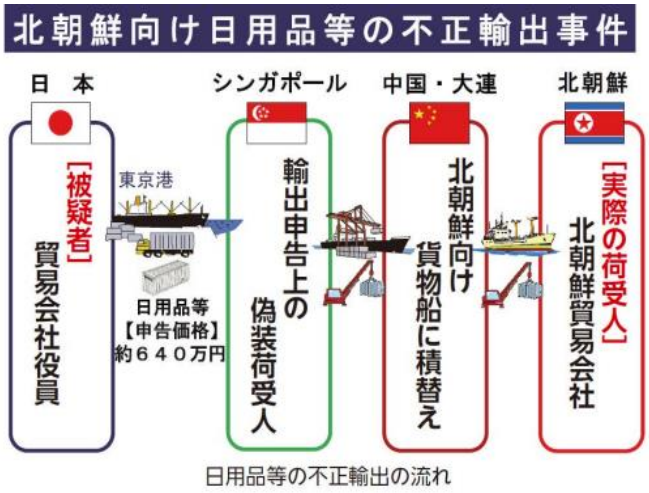

日用品等の不正輸出の流れ

（出所：警察庁）

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造	自動車の製造や切削
シアン化ナトリウム	化学兵器の原材料	金属めっき工程
ろ過器	細菌兵器製造ための細菌抽出	海水の淡水化
炭素繊維	ミサイルの構造材料	航空機の構造材料

（出所）経済産業省資料より抜粋

（出所）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「拡散金融リスク評価書（令和6年12月）」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20241220.pdf を基にKPMGジャパンが作成

4. 北朝鮮経済制裁における日本の課題

北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起（警察庁公表資料）2024年3月26日

北朝鮮IT労働者が日本人になりすまして日本企業が提供する業務の受発注のためのオンラインのプラットフォームを利用して業務を受注し、収入を得ている疑いがある。また、北朝鮮IT労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘されており、その脅威は高まっている状況にある。

北朝鮮IT労働者に対して業務を発注し、サービス提供の対価を支払う行為は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）等の国内法に違反するおそれがある。

【北朝鮮IT労働者の手口】

○ 北朝鮮IT労働者の多くは、国籍や身分を偽るなどしてプラットフォームへのアカウント登録等を行っている。その際の代表的な手口として、身分証明書の偽造が挙げられる。また、日本における血縁者、知人等を代理人としてアカウント登録を行わせ、実際の業務は北朝鮮IT労働者が行っている場合もある。この場合、当該代理人が報酬の一部を受け取り、残りの金額を外国に送金している可能性があるほか、当該送金には、資金移動業者が用いられることがある。

○ 北朝鮮IT労働者は、IT関連サービスの提供に関して高い技能を有する場合が多く、プラットフォーム等において、ウェブページ、アプリケーション、ソフトウェアの制作等の業務を幅広く募集している。

○ 北朝鮮IT労働者の多くは、中国、ロシア、東南アジア等に在住していますが、VPNやリモートデスクトップ等を用いて、外国から作業を行っていることを秘匿している場合がある。

（出所）警察庁「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」https://www.npa.go.jp/news/release/2024/NK_it.pdf

06

サイバー空間をめぐる脅威の情勢等

1. 令和6年上半期における脅威情勢の概要

- ◆ 令和6年上半期においては、サイバー攻撃の前兆ともなるぜい弱性探索行為等の不審なアクセス件数及びランサムウェアの被害報告件数が前年同期から増加した。
- ◆ 情報通信技術の発展が社会に便益をもたらす反面、インターネットバンキングに係る不正送金事案や、SNSを通じて金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺、暗号資産を利用したマネー・ローンダリングが発生するなど、インターネット上の技術・サービスが犯罪インフラとして悪用。
- ◆ また、フィッシングの被害報告件数も前年同期比で約10万件増加したほか、インターネット上には犯罪実行者募集情報が氾濫するなど、極めて深刻な情勢が継続している。

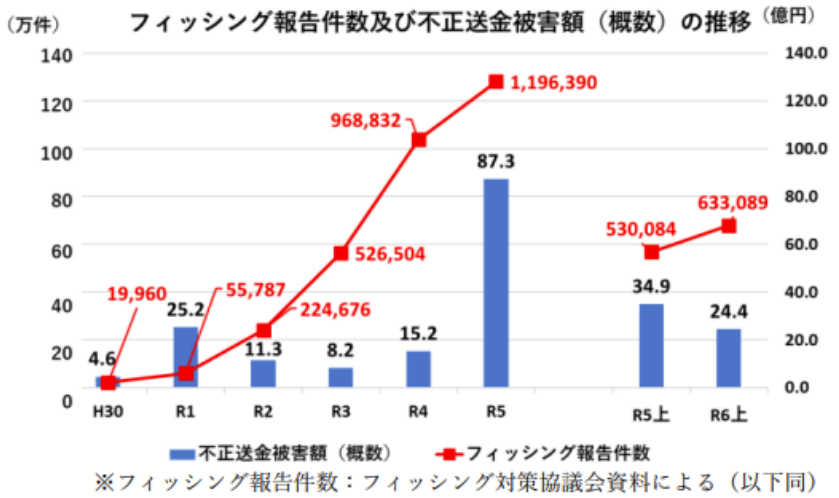

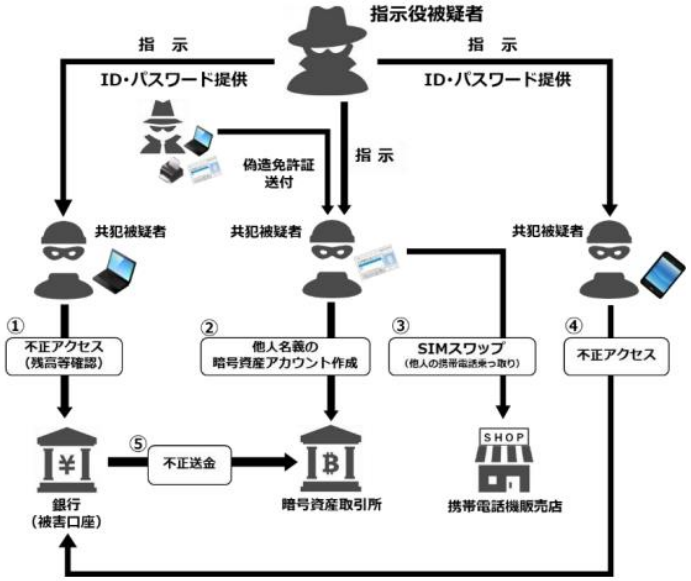

（出所）警察庁「令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R6kami/R06_kami_cyber_jousei.pdf を基にKPMGジャパンが作成

2. 国家を背景としたサイバー攻撃や DDoS 攻撃等の情勢

- 重要インフラの基幹システムに障害を発生させるサイバー攻撃（サイバーテロ）は、インフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。
- また、軍事技術へ転用可能な先端技術や、国の機密情報の窃取を目的とするサイバー攻撃（サイバーエスピオナージ）は、企業の競争力の源泉を失わせるのみならず、我が国の経済安全保障等にも重大な影響を及ぼしかねない。
- さらに、現実空間におけるテロの準備行為として、重要インフラの警備体制等の機密情報を窃取するためにサイバーエスピオナージが行われるおそれもある。
- 過去には、中国を背景とするサイバー攻撃グループBlackTechが、日本を含む東アジアと米国の政府機関や事業者を標的とし、情報窃取を目的としたサイバー攻撃を行っていることも確認された。
- 今後も国や重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせるサイバー攻撃が発生するおそれがあるなど、サイバー空間における治安の維持は、我が国の安全保障の取組とも密接に絡み合っている。
- このようなサイバー攻撃の準備として、攻撃者は攻撃対象を事前に探索する場合があるところ、令和6年上半期に警察庁が設置したセンサーにおいて検知した、ぜい弱性探索行為等の不審なアクセス件数は、1日・1IPアドレス当たり9,824.7件と、平成23年以降、増加の一途をたどっており（前年同期比 19.5%増）、その大部分を海外を送信元とするアクセスが占めている。

（出所）警察庁「令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R6kami/R06_kami_cyber_jousei.pdf を基にKPMGジャパンが作成

3. サイバー脅威を緩和するための合同ガイダンス

2024年5月、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は、カナダ、エストニア、フィンランド及び英国の関係機関とともに、米国サイバーセキュリティ・インフラストラクチャー安全保障庁（CISA）が作成・公表した、「サイバー攻撃の被害に遭う危険性が高い組織・個人向けのリスク緩和策に関する合同ガイダンス」の共同署名に加わった。

【サイバー脅威を緩和するための合同ガイダンスのポイント】

① 学術界、シンクタンク、ジャーナリスト、NGO 等の人権保護や民主主義の推進に関与する組織・個人は、民主主義の価値や利益を損なおうとする「国家」を背景とするサイバー攻撃集団の攻撃対象となる危険性が高いと考えられている旨を言及。

② 産業界からの報告を引用して、「国家」を背景とするサイバー攻撃は主に**ロシア、中国、イラン及び北朝鮮**の「政府」からのものである旨を指摘。

③ 攻撃対象となる危険性の高い組織・個人に対して、サイバー攻撃の脅威を緩和するためのリスク緩和策を提言するとともに、ソフトウェア作成業者に対して、顧客のセキュリティに対する態勢改善を提言。

（出所）警察庁 「令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R6kami/R06_kami_cyber_jousei.pdf を基にKPMGジャパンが作成

有限責任 あずさ監査法人
金融アドバイザリー事業部
エグゼクティブアドバイザー
尾崎　寛
T: 03-3548-5152（代表）
E: Hiroshi.ozaki@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/regtech